

平成18年第6回太良町議会（定例会第4回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成18年12月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成18年12月13日 9時32分			議長	坂口久信
	延会	平成18年12月13日 15時15分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席16名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	見陣泰幸	出	9番	竹下武幸	出
	2番	坂口祐樹	出	10番	田口靖	出
	3番	浜崎敏彦	出	11番	岩島好	出
	4番	坂口久信	出	12番	山口光章	出
	5番	久保繁幸	出	13番	下平力人	出
	6番	吉田俊章	出	14番	木下繁義	出
	7番	恵崎良司	出	15番	田崎誓	出
	8番	末次利男	出	16番	中溝忠喜	出
会議録署名議員	1番	見陣泰幸	2番	坂口祐樹	3番	浜崎敏彦
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本太		(書記) 大岡寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	百武豊	税務課長	桑原達彦		
	助役	木下慶猛	農林水産課長	高田由夫		
	収入役	矢壁稔	土地改良課長	永淵孝幸		
	教育長	陣内碩泰	建設課長	岩島正昭		
	総務課長	岡靖則	収入役室長	坂本豊		
	企画商工課長	佐藤慎一	支所長	新宮義晃		
	財政課長	大串君義	農業委員会事務局長	中島末博		
	町民福祉課長	新宮善一郎	教育委員会次長	川瀬勝芳		
	健康増進課長	江口司	公民館長	寺田恵子		
環境水道課長	土井秀文	太良病院事務長	毎原哲也			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成18年12月13日（水）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成18年太良町議会12月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	12番 山口光章	<p>1. 台風災害後の対応について</p> <p>去る9月17日、18日の台風13号による被害は我が町の一次産業に大きな打撃を与えた。平成3年の台風17号、19号とは異なったものの、農畜産物等被害など主幹の産業にとっては大きなダメージだと思う。太良町の早急な被害の対応は心強いと感じた。本年はこれで済んだかもしれないが、いつ何時今回以上の大きな台風がくるかもしれない。そのためのマニュアルは作る必要があると思うが、どのような考え方であるか。台風災害後の町の対応をお尋ねしたい。</p> <p>(1) 台風災害後のあとかたづけ、ゴミ処理などの適切な町の対応はどうあるべきか。</p> <p>(2) 災害後のゴミなどの収集場所等の確かな指示などはどうであったか。</p> <p>(3) ゴミ処理における事前の案内（住民サービス）は適切であったか。</p> <p>(4) 他市町村では、ゴミの収集場所の指定をやっている。それに対して町民への指導は今回どうされたのか。</p> <p>(5) 一人暮らしなどの老人に対しての親切なゴミ処理対応と各行政区にはどのような指示をされているのか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	12番 山口光章	(6)管理者不在の空家などが各行政区には存在しているが、災害時においてはどのような管理で対応していかれるのか。放置していることが周りに迷惑をかける傾向だがその対策はどうか。	町 長
2	14番 木下繁義	1. 振興策の進捗状況について (1) 県道多良岳公園線、県道竹崎上田古里線改良、国道207号線（伊福地区）の越波対策、町内沖の餌料培養礁設置について問う。	町 長
		2. 有明海沿岸道路について (1) 有明海沿岸道路についてどのように進んでいるのかを問う。	町 長
		3. 近年の農業、漁業の推移について (1) 農業者の各組合員の推移、荒廃地等の状況、漁業者の各組合員の推移、後継者について、タイラギ貝培養状況などについて問う。	町 長
		4. 台風13号災害復旧について (1) 道路、農業関係、漁港、水産関係について問う。	町 長
		5. 大浦中学校体育館改修について (1) 現状と見通しについて問う。	町 長
		6. 町税の収納について (1) 未済額、不納欠損額等について問う。	町 長
3	7番 恵崎良司	1. 組織機構の改革について 現在の行政機構は肥大化しすぎている。機動的で柔軟な組織へ向けて整理統合し、簡素・効率化する必要があると思うがどのような考えか。	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
3	7番 恵崎良司	2. 地区（部落）担当職員制度について 職員が積極的に地域に出向いて接触し、町民とより密なコミュニケーションをとることにより住民と役場が良好な関係を築くために地区（部落）担当職員制度を導入する考えはないか。	町 長
		3. 意識改革と人材育成について まちづくりの主役は住民であるが、まずは職員の原動力が原点である。そこで、人材育成こそが最重要課題と考えるが、これまでどのような取り組みをしてきたのか。また今後の計画はどのようなものか。	町 長
		4. 「協働」によるまちづくりについて 行財政改革プランの概要で、大きく明記してあるが、具体的にはどのようなことを計画し推進していくのか。	町 長
4	9番 竹下武幸	1. 太良町の農産物のブランド化について 我が太良町は、美しい自然が残る動植物の宝庫である多良岳を頂点として扇状形に丘陵が連なり豊饒の海の有明海に達している。 いにしえよりゆたたりの里と言われているように山、里、海より数多くの産物で私達の生活に恩恵を与えている。 数多くの生産物があるが、主に多良岳材、みかん、豚、カキ等の太良町産の特産品により一層付加価値を高めるために行政、組合、生産者が連携を取りながらブランド化を図り、一流品としての地位を築いていくためにどのような施策をなされるのかを問う。	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	9番 竹下 武幸	<p>2. 台風13号の被害対策について</p> <p>去る9月17日の13号台風は瞬間最大風速が太良町でも47.1mを記録する大型台風だった。通過コースも太良町にとっては最悪となる長崎県上陸であり、ちょうど満潮時間と重なり、また、雨が降らず農作物にとっては被害が大きくなった。</p> <p>国の激甚地指定で、国、県、町の対応はどうなっているのかを問う。</p>	町 長
5	10番 田口 靖	<p>1. 有機の里づくりについて</p> <p>有機農業推進法案が今国会に提案され成立の公算である旨、日本農業新聞等で報道されている。県下でも有数の畜産団地である太良町は高温多雨の温暖化の影響で畜産公害を最小限に食い止める対策では深刻な問題を抱えている。そこで、町の行政指導として具体的にどう取り組まれるのか次の3項目について質問する。</p> <p>(1) 糞尿処理の現地調査の上に立った指導方策についてはどうなっているか。</p> <p>(2) みかん荒廃園等への和牛放牧は、今里、牛尾呂で現在実施され、県畜産課でも先進事例として注目しているという。県の助成措置と呼応して荒廃地解消と糞尿の有機堆肥化を推進してはどうか。</p> <p>(3) 食育と環境教育の体験学習については、多良小学校PTAが全国表彰という佐賀県PTA始まって以来の荣誉に輝いたし、他の3校も環境教育では立派な成果を収めている。</p>	町 長 教 育 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
5	10番 田口 靖	学校給食の残菜等を活用した有機堆肥づくり等体験学習をさらにすすめ、給食に利用するとともに「地産地消運動」の一つとして取り組んではどうか。	町 長 教 育 長

午前 9 時 32 分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第 1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第 1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は 7 名であります。質問の順序は、お手元に配付しております表のとおりです。

1 番通告者山口君、質問を許可します。

○12番（山口光章君）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

去る 9 月 17 日、9 月 18 日と、台風 13 号による被害は、我が町にとって 1 次産業に大きな打撃を与えました。振り返れば、平成 3 年の台風 17 号、台風 19 号とは大分異なっていたものの、今回の 13 号も農畜産物等の被害などは、主幹の産業にとっては大きなダメージだったと思っております。

しかし、太良町の早急な被害の対応は大変心強いものだと、そう感じております。今回の議会においても、被害に対する救援、あるいはその方法、補助での対応などが上げられると思いますが、私自身、その面に対しては何も言うことはございません。しかし、本年はこれで済んだかもしれませんが、これから先、いつ何どき、今回以上の大きな台風、今回以上の大きな被害が出るかもしれません。そのための対策、対応、マニュアルは必ずつくる必要があると思いますが、まず初めに、そのマニュアルをお聞きしたいと思います。マニュアルはあるのか、それはどのようなマニュアルであるのか、それを先にお尋ねして、次の質問に入りたいと思います。

○議長（坂口久信君）

これは山口議員、マニュアルというか、もう全体的に1問題やけんが一遍にどうですか。（「いや、マニュアルができていないか、できていないかの問題からせんぎんと、次のあれが進めんとですよ」と呼ぶ者あり）わかりました。

それでは執行部、まず執行部にマニュアルがあるのか、ないのかだけ、まずそれだけ先に答弁していただければ。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

災害時のマニュアルということについては、地域防災計画とか、そういうのにはつくっておりますけれども、細部にわたってのマニュアル等、災害時に広報等をどういうふうにするかというのは、私たちが今検討中で、担当課についてはまだ出しておりませんが、それぞれにするようにしております。それと、消防団等についても、出動態勢についてはマニュアル等もつくっております。

以上です。

○12番（山口光章君）

マニュアルの説明とまでは行きませんでしたけれども、今のところは、要するにもう半分程度と、もう残念なことですね、実際。

そしたら、第1点目から質問いたします。

第1点目は、台風災害後は、台風のつめ跡と申しますか、たくさんのごみなどが出るわけでした、その後片づけ、ごみの処理などの適切な町の対応はどうあるべきか、お尋ねします。

2点目は、今回の台風での災害後のごみなどの収集場所等、的確な指示などはどうであったか、それもお尋ねいたします。

3点目は、2点目に対してのごみ処理における事前の案内、もちろん住民サービスですね、これはどうであったか。適切な対応はできているのか、いたのか。要するに、住民に対しての親切的な呼びかけですよ。

4点目は、新聞などを見ても、他の市町村などはごみの収集場所の指定などをやっておられましたが、それに対して町民へのその指導というものはどのように今回されたのか。

5点目は、ひとり暮らしの老人など、またお年寄りとか、どうしても体が不自由な人とか、そういう人たちがおられると思いますが、災害後の後片づけに大変苦勞するわけでございまして、後片づけができない、いや、できにくい人たちに対しての親切的なごみ処理対応と、各行政区にはどのような指示をされているのか、されていたのか。各行政区の消防団の地域に対しての対応はどうであったのか。

これも6点目が、ちょっと私、重要なものですがけれども、管理者不在の空き家などが町内には何カ所かあるわけでございまして、各行政区には存在していると思います。災害どき

において、どのような管理で対応していかれるのか。事前に、要するに、台風が来る前に各自いろいろ家の後片づけ、対応をするわけですよ。それで、空き家なんかはだれがするのかですね。そして、放置していることが周りに非常に迷惑がかかっていると。これは消防団の方でも、そういうふうな苦い目に遭った経験がおありでしょう。その対策はどのようなものであるのかというようなことですね。これもずっと上げれば、もう本町地区とかなんとかにもあります。私が言われたのは、本町地区には役場職員は何人おんさつかと。それなのに、ああいうところがあって、ああいうのはどういうふうな対処ばしんさつかと。栄町でも一緒ですよ、職員さんたちがおる中でですよ。だから、そういうふうなことがやっぱり町民の声として聞こえてくるわけですから、その辺をどのように考えておられるのか、その辺を質問いたします。

以上です。

○町長（百武 豊君）

山口議員の質問、台風災害後の対応についてであります。これはもっともな質問だと思えますけれども、通告に従って答弁をしたいと思います。

1 番目の、台風災害後の後片づけ、ごみ処理などの適切な町の対応はどうあるべきかについてをお答えします。

災害時に発生したごみ処理については、基本的には各自で処理をし、原因者の不明なごみについては、行政が各地区消防団、並びに住民等の協力をいただきながら処理しなければならないと、このように思っております。災害時のごみ処理については、地域防災計画で、現在の波瀬ノ浦地区にあります太良町リサイクルセンターに搬入するようにいたしておるところであります。そこで対応できない場合においては、町内の施設を利用し、対応すべきと考えておるところであります。

2 番目の、災害後のごみなどの収集場所など、適切な、的確な指示などはどうであるのかについて答えます。

今回の台風につきましては、町民から問い合わせがあった分については、太良町リサイクルセンター、これへの搬入をお願いいたしたところです。

3 番目の、ごみ処理における事前の案内は適切であったかについてお答えします。

今回、台風接近については、防災無線並びにホームページで広報はいたしたものの、事前にごみ処理について広報等は行っておらないというのが事実であります。

4 番目の、他の市町村ではごみ処理場所の指定などをやっている。それに対して、町民の指導は今回どうされたかについて答えますけれども、隣接の諫早市小長井町では、前回の台風17号、19号の直撃の際に、災害直後にチラシを配布されたのを拝見いたし、これはよいことは猿まねでもやるべきだと指摘をいたしております。

なお、今回の台風につきましては、防災無線で対応されたと聞いております。また、白石

町におかれては、被害が大きかったため、各町施設にごみの搬入を指導されているようです。太良町といたしましては、被害状況により、随時、防災無線で対応するようにいたしております。

5番目の、ひとり暮らしなどの老人に対しての親切なごみ処理対応と、各部落にはどのように指示されているのかについてをお答えします。

ひとり暮らしの老人と限らず、災害時の後片づけについては、区長より消防団への協力をお願いしていただくようにいたしております。

6番目の、管理者不在の空き家などが各部落には点在しているが、災害時においてはどのような管理で災害に対応しているかについてお答えをいたします。

建築基準法において、建築物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持することになっておりますので、建築物等の個人の財産については、その所有者が自主的に維持管理を行う義務がございます。

また、杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例等で、空き地及び空き家の管理につきましては、一つは、「空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。」とあります。2番目には、「空き家の所有者又は管理者は、当該空き家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。」と、このようになっております。しかし、現状では適切な管理をされていない空き家も見受けられます。

議員御指摘のように、これらの物件等が放置されると、近隣住民者に対し、防災、防犯、衛生上、影響を及ぼすと思われますので、今後、各地区消防署等を初めとする関係機関との連携を図りながら、空き家並びに危険家屋等の実態把握、並びに適切な維持管理の指導に努めたいと、このように考えております。

以上であります。

○12番（山口光章君）

この3点目の、ごみ処理における事前の案内とか住民サービスというようなことで、先ほど町長が小長井町のチラシですね。私も持っておりますけど、これは平成3年のチラシです。もう事前に、実際すぐこれが出たんですよ。被災された皆さんへと。台風17号、19号で被災された皆さんへ、お見舞い申し上げますというふうな、こういうふうなビラなんですよ。これ私は驚きました。そして、平成4年に議案審議の中でこれを言った経緯がございます。

そのときの総務課長は違いましたけれども、そしたら、そのときは私どももそういうやり方をやってみたいと思います。それから15年、今聞くとおきよると、このマニュアルもできていない。台風のごみの処理についてとか、住宅建設、宅地防災工事資金についてとか、いろんな項目に分けて、丁寧に親切に住民サービスを行っているわけですよ。こういうことを、今町長がおっしゃられましたけれども、15年たった今、そのマニュアルさえ十

分にできていないと。どうしても住民サービスの向上とは言えないわけですよ。毎年来る可能性があるんですよ、台風が。そこら辺はどのようにお考えですか、総務の方でお願いします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、そういうチラシ等も私たちが拝見させていただきました。それで、各町の対応の早さについては、私たちが感心しております。それで、そういうのを今回、私たちが担当各課に指摘をし、できるものについては、できるだけ早くやっつけようということで指示をしております。それで、今後、こういう台風等が来た場合には適切に対応できるように、各課については資料等も、もううちが、大体調整役が総務課でするようにしております。あとの部分の細部のそれぞれについては、それぞれの課で対応するようにしておりますけれども、大規模な災害等については、このように全体的なことをまとめて住民等にお知らせをしたいと思っております。

ごみの収集場所等について、そういうのについては防災無線等もすぐ利用できるかと思っておりますので、そういうふうに担当課に申しておりますので、今後、そういうことに心がけたいと思っております。

○12番（山口光章君）

これは、要するに台風だけじゃないわけですよ、実際。火事とか地震、そしてまた行方不明者の捜索とか、そういうふうなマニュアルを含めて、マニュアルができていますか。火事の場合だとか地震災害、行方不明者。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

地域防災計画、それと災害対策本部等、それぞれのあれでつくっておりますけれども、最終的には消防団等が出動するのが大きいかと思います。消防団等についても、出動の消火についてとか、それとか台風災害等とか行方不明者の捜索、地震等の発生等、こういうときにはどのように対応するというので、今、マニュアルをつくっております。

○12番（山口光章君）

ここに、台風被害のごみ対策を独自に始めた自治体というようなことで、これもまた新聞に載っておりますよね。白石町なり江北町なり玄海町、それで隣の鹿島市でさえこういうふうなことで、各地でまとめ、後日、市が収集とか、こういうふうないろんな方法があるわけなんですよ、実際。

私がこだわるのは、この小長井町の15年前のやつと、先ほどおっしゃいましたように、もう早速どうにかしてやろうと、してみようという考え方はわかりますよ。この15年間、こういうふうなことをやっていなかったといったら、その当時の課長さんたちが何を聞きよった

かと思うわけですね。今さら言っても仕方ないことですがけれども、この辺は十分、よその町にも負けないような、あって当然なマニュアルをつくってほしいなと思うわけでございます。そこら辺はもう一度お願いします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、そういうふうなマニュアルについては、やっぱり必要かと思っております。職員がそういうことをみずから考えて意見できるような場をつくって行って、できるだけ早く、そういう災害時とかの対応はしたいと思っております。

○12番（山口光章君）

台風災害どき、そういうときとか、またことしも夜警が始まりますけれども、台風どきには各消防団の部では待機しておるわけですよ、非常事態が発生するおそれがあるとして。そのとき、私も短い間ですけど、消防におりましたけれども、いつも言っていたことが、やはり各部には、部署の行政区には独居老人、あるいはお年寄りの方がおられるわけですよ。それを消防団の部は十分把握しておられるのか。

そしてまた、もう一つは、何度となく声をかけて、夜警のとき、やっぱり回っていただけるような心遣いをしてほしいと思いますけど、そこら辺はどうでしょうか。

○町長（百武 豊君）

まず、ごみ問題の指摘については、これはやはり至らんだらうところもあったし、ある意味では最もいい警鐘をいただいたと思っております。

最後に、今言われた台風等災害時等における、いわゆる独居老人、あるいは病弱な方々については、これらについては私も気づいておりましたので、年末等々の巡回の折にも、必ずこの消防団の地域消防の中には、そういった弱者の方がいらっしゃるから、常に把握をして、図面でもつくって、まず問い合わせをやるかと。まず災害、台風等のときについては、ごみの問題でも、私が気づいておったのは、命の問題であるということを考えまして、そのことは巡回するたびに文書で、そういう手配についてはよろしく頼むよと申し上げてきたのも事実でありますから、それは消防団の幹部等との会議でも、そういうことについては俎上にのせて、私に対応をしているべく手配はしてあると思っておりますけれども、ごみの問題については、全くそういったものについては、まず人命が大事だということのみありまして、きょうの提案はいい警鐘であったと思っておりますから、ごみの処理も含めて、人命の対応も含めてやらねばならないと、こう思っておりますので、仕上げを見ていただければいいのかなと、こう思っております。

○12番（山口光章君）

そのマニュアルづくりですか、確実な答弁をいただいたので、物すごく期待をしておきます。

これで私、短いんですけど、質問を終わるんですけども、一言、消防団の話が出ましたので、言っておきますけど、年末警戒、消防服を着たままビールとかなんとか買い出しに行くのを見かけるんですよ、実際ですね。あれはちょっとやめた方がいいなど。私も議員になる前は消防団でそういうことをやっていましたけれども、今の時勢、とにかく飲酒運転かれこれ厳しいものですから、よその町村を見たら、飲酒運転で消防自動車を走らせとったというような、過去においてニュースも聞いたことがありますので、十分注意をするように、いい警戒ができるように指導をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

2番通告者木下君、質問を許可します。

○14番（木下繁義君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

第1点目に、振興策の進捗状況についてお尋ねをいたします。

かねてからの懸案であったJR長崎線経営分離問題で、古川知事等々と町議会等で五、六回にわたり議論を重ねた結果、経営分離に同意して振興策をとるという方向で決定したわけでございます。

県が見返り事業として、差し当たり18年度予算で、太良町に振興策の前倒し整備事業として108,000千円の予算約束が示されました。この事業は、今まで何回と県の方に強力に要請していた四つの事業であると思います。今年から調査や事業を始めるということでございますが、県道多良岳公園線整備、現状ですね。それと、県道竹崎上田古里線の改良。207号線、伊福地区の越波対策。町内沖に餌料培養礁設置。そういった点についてどのように進捗をされているか、お尋ねをいたします。

○町長（百武 豊君）

木下議員の1点目の振興策の進捗状況について、これの県道多良岳公園線、県道竹崎上田古里線の改良、国道207号の伊福地区の越波対策、町内沖の餌料培養礁設置等について、お答えをいたします。

まず、県道多良岳公園線につきましては、今年度の予算が8,000千円であります。内容は、路線の測量と道路の詳細設計とJR設計となっております。進捗状況は、路線の測量、道路詳細設計が完了いたし、JR設計の発注準備中で、12月下旬に最終の地権者説明会を開催する予定となっております。

次に、県道竹崎上田古里線につきましては、今年度予算が58,000千円で、内容については平板測量、路線の測量、道路詳細設計と用地買収及び工事の一部発注となっております。進捗状況については、平板測量と路線測量、道路の詳細設計が完了しておりますので、今後、地権者説明会を開催し、事業の同意が得られれば、12月中に用地測量を発注し、用地及び補

償の地権者説明会、用地買収契約、繰り越しによる工事の一部発注となるようであります。

次に、国道207号、伊福地区の越波対策でありますけれども、本年度予算が4,000千円であります。内容については、地質の調査と測量設計となっております。進捗状況については、12月に委託事業の発注予定となっております。

次に、町内沖の餌料培養礁設置についてであります。今年度予算は50,000千円の事業費でありまして、平成19年2月中旬から3月中旬にかけて、36基の餌料培養礁を竹崎沖の魚礁付近に設置するように計画をされております。

以上です。

○14番（木下繁義君）

着々と準備が整っているようで、大変喜んでおるところでございますが、まず、この多良岳公園線でございますけど、やっぱり住民の一番不便を来しておるJR踏切等あたりで事業が進んでいることで、大変よろしいわけでございますが、もうできるだけ、ひとつ早く進めいただき、あそこはやっぱり一たん停止等でも大変交通問題があるようでございます。それで、ひとつよろしく願いたいと思いますが、次に、竹崎上田古里線の問題といたしまして、測量はしていただいたと。そこで、用地、地権者の問題等々があるようでございますが、その辺の進捗状況を、ひとつ中身についてお願いをいたしたいと思います。

○建設課長（岩島正昭君）

県道竹崎上田古里線でございますけれども、今回、800メートルの計画を予定してあります。さっき町長も答弁いたしましたとおりに、計画路線、道路詳細設計等も終わって、11月30日に地元説明会を開催したわけでございます。道越、竹崎合同でございますけれども、大体その出席が、地権者17名でございますけれども、大体15名ぐらいの出席を得たわけでございます。

今回の説明会につきましては、まず計画の同意書。いわゆる説明会で、こういうふうなルートで線形をやらせてくださいというふうなことで説明会を開催しまして、こういうふうな計画に対する同意書、これを今週いっぱいまでに下さいということで、全地権者に配付しております。この計画に同意を、同意書が全部調べ、あと12月中に立ち木の本数、あるいは用地のこれだけつぶさせてくださいというふうな幅ぐいを打ちます。一応それを立ち会っていただいて、今度は個人個人で、全体的じゃなし、個人対個人で金額とか、あるいは用地買収の、その用地の補償1本当たり幾らということで、お互いに売買の契約をいたします。その契約が完了すれば、さっきも町長が言いましたとおりに、3月中に工事を発注させていただきます。これは繰り越しという形をとりまして、どっちからやるかといいますと、新しくできたバイパスの、現国道からいきますと、バイパスの終点から着工するというふうな形になります。

以上でございます。

○14番（木下繁義君）

地権者の方が17名いらっしゃったということで、残りの2名、出席がなかったと。私の方にもゆうべ、その出席できなかった2名の中の1名の方から、内容を聞きたいというようなことでしたが、私はタッチしておりません、区長の方にお尋ねくださいというようなことで返事したわけですが、この同意書の問題といたしまして、いただければ幸いですと思いますが、なかなかこの2名の方には骨が折れるんじゃないかなと思うわけですよ。そこで、担当課長としてどのような考えを持っていらっしゃるかですね。いろいろな考えを持っていらっしゃると思いますが、やっぱりこれは地元にかかっているんですね。応援をしてもらうというような体制づくりが非常に大事じゃないかなと思う。なまでになかなか難しかじやなかろうかなという感じに思っておりますが、その辺についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○建設課長（岩島正昭君）

お答えします。

内容については、議員も大体御承知のとおりですが、なかなかこれは大変なことだと思います。

今月の12月中に、まず土木事務所と役場と、あと地元の区長さんも応援を受けまして、道越で説明会をした内容を本人に直接説明して、そしてその場で内諾をいただければ幸いですけれども、きょうは説明ばかりばいと言いきるぎ、また何度か足を運んで、できるだけ同意をしていただくというふうなことを考えております。

私も区長さん自体には申し上げておりますけれども、今回の機会を逃せば、もう先は恐らくでけんじやなかろうかというのは、県道にもいろいろランクがございます、竹崎につきましても、多良岳公園線につきましても、終点、行きどまり道路という形で、県道のランクからいいますと一番下のランクです。こういうことで、今まで再三議員からも一般質問で御質問を受けておたですけれども、道路課のヒアリングについても、今までもほとんど費用対効果がないというふうなことで、予算がついていなかったという状況でございますから、今回はもう私どももぜひとも成功させたいと思っております。

以上です。

○14番（木下繁義君）

順調にいけば、3月中に発注できるというような説明をいただいたわけでございます。これはもう、非常に地域の住民は期待をしているということでございますので、地域一丸となって応援をしたいというふうに私も思っております。

ところで、207号線の伊福の越波事業でございますが、12月に発注というような進捗で、大変ありがたいと思っております。

また、町内沖の餌料培養礁設置については、これは年に30基ずつという当初の予定でござ

いましたが、これはもう、そのように事業は間違いなしに進んでいくというふうな認識を持っておりませんが、そういう認識でよろしいでしょうかね、ちょっとお尋ねします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

この餌料培養礁につきましては、平成18年から年に50,000千円程度の事業費で、3年から4年間の県営事業として実施するものと、県よりお聞きいたしております。

○町長（百武 豊君）

この餌料培養については、今の有明漁連会長、山崎さん、彼が水産局長の時代から申し上げておまして、長年の懸案だったのが、やっと日の目を見るということでもありますので、実は魚礁ができて、70メートルぐらいあいている箇所があると。その中に入れてくれと。どうせ網は流されないんだから、そこに入れてくれと。そうすることによって、釣り人も助かるし、有明海の魚礁に入る、いわゆるメバルとかアラカブとか、これはもう、外の海の魚としたら倍以上の食味があると。だから、うまいところに投資はしてくださいよと、ずっと言い続けておったですから、とれた魚がうまくないところよりも、うまいところに事業は推進していただきたいと言ったのが、やっと日の目を見たという感じで、この間の漁港関係の会合のときも、あなたのころから要請をしておったことだからと。本当は、それにかけて加えて、大浦漁協でやっている培養場についてもきれいにしてくれと当時言いました。それは県の予算がなくて、唐津にもあるので、何とも対応はしがたいということは聞いておったから、やっぱり九州では一番予算的に少ない佐賀県だから、これもそうかなと思ってきましたけれども、魚礁については、絶対有明海の活性化のためにも網を流せないところからやってほしいと、こう言い続けてきておったわけですから、これはもう予定の行動としてやってもらおうと。できなければ、これはもう必ず要請をしてやらせたいと、こう思っております。

○14番（木下繁義君）

わかりました。

次に、振興策は4点、差し当たって迎える事業というようなことでやってもらっているわけですが、そのみでなく、今後、太良町にとって本当の振興策を10年スパンぐらいで取り組んでいくことが大事だということでございまして、県と町で振興策の検討委員会を設立し、今後、町に何が必要か、どのように進めるかということで、将来展望を含めての推進をなされるということに聞いておったわけですが、その辺についての状況はいかがでしょうか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

今現在、この間も全協の折、今後の具体的な取りまとめということで、きょうにも提示して御説明したとおり、今後、県の方が来年、知事選とか県議会議員の選挙がございまして、3月での予算化というのはもう無理ということを知りまして、今年度いっぱい、いわ

ゆる来年3月までには大まかな計画書の策定はつくるような形で、今、事務的に具体的な事業について検討をして、3月ぐらいには計画書として大まかな事業概要については出せるような形で、随時、検討をしております。

○14番（木下繁義君）

わかりました。

次に、2点目に進みたいと思いますが、有明海沿岸道路のことについてでございますが、この事業は長い間の懸案事業でございますが、現在においてどのような進捗状況か、まずお尋ねをいたします。

○町長（百武 豊君）

2点目の有明海沿岸道路についてお答えをいたします。

有明海の沿岸道路については、高速交通体系の圏外となっている太良町地域において、町勢浮揚はもとより、他地域との円滑な交流、並びに連携の促進を図るためにも、ぜひとも必要な幹線道路でございます。

有明海沿岸地域においては、現在、5本の地域高規格道路が計画路線、または候補路線の指定を受け、沿岸地域の環状に結ぶ高規格交通ネットワーク形成に向けて、着々と整備がなされております。しかしながら、沿岸道路の365キロメートルのうち、鹿島市から諫早市までの50キロ、これだけが空白区間であり、このような状況はネットワークが途中で途切れ、本来の機能を発揮できないことであり、地域全体の一体的発展が阻害される状況にあります。

このような状況の中において、有明海沿岸道路の本地域の早期整備を促進するため、有明海沿岸道路・佐賀県南西自動車道建設促進期成会及び有明海沿岸道路西部地区建設促進期成会、JR振興策など等により、国及び県に対し、指定整備区間に向けた要望活動を続けておりますが、まだ路線の新規認定までには至っていないのが現状でございます。

○14番（木下繁義君）

鹿島－諫早間が、約50キロのこの沿岸道路の距離というようなことでございますが、私なりの調査をいたしましたところ、平成7年10月23日に有明海沿岸道路西部地区建設促進期成会というようなことで発足をやっているようでございますが、その後、平成8年の10月28日、平成9年の10月1日、平成10年の10月28日、平成11年の10月29日というようなことで毎年行われております。それから、平成13年度には5月と11月と2回。平成14年度には7月、10月、11月5日、11月15日、11月19日と、陳情等の活動をなされているようでございます。平成15年度には10月27日、11月6日と。平成16年度には3月24日、7月16日、10月16日と。平成17年度は8月11日、10月21日、10月27日、11月4日、11月8日と。平成18年度になりまして、1月20日、7月5日、7月31日。それからまた、今度11月の報道で11月1日、11月2日、11月6日、11月14日と、このように総計、私の調査では29回ぐらいにわたっての陳情活動をなされているわけでございますが、これの有明海沿岸道路の要望、補完路線とか、また候補路

線とか計画路線、調査区間とか整備区間とか、ずっと順を追って進んでいく状況だと思いますが、こういったところは何の程度まで進んでいるのか。町長は大変、上京したりなんかして御苦労いただいているようでございますが、その点についてお尋ねします。

○町長（百武 豊君）

新幹線問題については、太良町は同意をいたしました。ところで、あと在来線については三セクでやろうという、少しは憂いもありますけれども、三セクでやればいいと。ただ、230,000千円、両県から出すことは、県民の税金だから、これはJ R九州から取りなさいと私は言っているけれども、J R九州にはまだ交渉に行っていないということが連続して出る言葉、行くときはおれも連れていきなさいと言っているんだけれどもですね。県民の税金を230,000千円ずついつまで続くのかと。100億円か200億円、仮に200億円取ると、90年間は無理でも営業できると。100億円でも40何年間は無理じゃないかと。それを強力で言いなさいと言うけれども、やっぱり当初お願いしている関係上、強引には言えないところがあるのかなと、このような思いもあります。言ったのかと言うけど、言っていませんとばかり返事が返ってきますからね。

しかし、そのようにして新幹線ができ、あとは鹿島から諫早までの50キロ。これは、鹿島から諫早までの高規格道路を新幹線とともに通すのは大命題ですよ。特に、在来線が三セクになるならば、高速体系が新幹線と、それから沿岸道路とできるならば鬼に金棒ですから、これはぜひ実現をさせねばいけません。

しかし、この207号についても、あるいは沿岸道路についても、主にほとんど諫早で、私が町長になってからこの問題について協議をされております。その中で、地域の市町村長も見えますし、あるいは佐賀、長崎の県庁からも見える、あるいは国道事務所も見えますから、僕がいつも言っていたのは、この沿岸道路については惹起してから久しいと。しかし、目の目がなかなか見えない。私を含めて、政治の貧困を問われておりますよと。だから、お偉方、それぞれ佐賀、長崎から来ておられますけれども、あなたたちは出張所だから、地元の声を上に上申、建議をしていただくことが一番大事だと。もう地元の言うことだから間違いなからうというようなこと、上申をしてくださいよと言っておりました。そして、ことし、あのときには、もうどんぶりの中で、田舎でその問題についてごちゃごちゃやってもだめだと。だから、中央に直訴をしましょうと提案したわけです。

それが事成って、11月には鹿島から、それから太良から、それから諫早から、それぞれ議長さんとトップの方、諫早と鹿島は副市長さんだったけれども、行って、うちの議長にも来てもらって、そして本省に、国土交通省に、その際、陣内先生もはせ参じてもらいました。陣内先生は、国土交通省については元河川局長だから相当の人脈があるし、信頼を受けておられます。そして、今村代議士もおいでになって、一緒になって陳情をしました。諫早の市長が会長だから、副市長、あんたが提案して要請をやりなさいと言うと、いや、僕はだめだ

から、町長さん、あなたがやってくださいよと固辞するものだから、私がやったんですけれども、もう切実な発言をしましてやりました。そして、少しでも、来年は両先生も選挙があるかもわからんと。その意味でも何か色をつけてほしいよと、そんなことまで言いましたけれども、本当にいい成果であったと、このように思っております。

そしたら、今村さんが、町長は本省、役人ばおどすとやっけんと。おどしじゃなか、強力な要請をただけですと。おどしに聞こえたかもわからんけれども、そのような強力な要請もやりまして、そして、その後、陣内代議士にもさらに追い打ちをかけて、どんな状態でしょうかと。少しは耳を傾ける、うなづく点ができそうですかと言ったら、皆さん御承知のとおり、今、この沿岸道路については調査をしております、ことしから。だから、恐らく来年まではかかるでしょうと。そして、しかし、要請を進めながら調査にかかると、早くても20年度にはそのような雲行きになっていく可能性がありますということをお聞きしまして、さらに、そういうことでなければ、うちの常任委員長とか、鹿島の常任委員長さん、諫早の常任委員長さん、もちろんトップも含めて、さらに代議士も含めて、さらに追い打ちをかけて要請したいと思ったけれども、今、調査をしていますから、来年に入ったら、またそういうことも考えてくださいよと仰せられましたから、なるほどだなと思って、しかし、これを手抜きをすると、20年度にはできなくて、さらにおくれる可能性もあるから、すかさずこれはもう本省に、地域のどんぶりの中でがちがちややらんで、根本的なところに行って要請をすべきだと強い思いをいたしておりますから、そのようなことでやっていかざるを得ないと。やっぱり手順がありますから、まずそういったことで、今、調査不備ですからと。

今、ここの区域が一番アス的な海岸ですから、調査についても非常に手間がかかるし、工事についても大変だろうと思っておりますけれども、やってくれるということであれば、全線通ってこそ沿岸道路ですから、これを非常に求めたところでもありますから、手綱を緩めることなく、やっぱり地域の重大命題ですから、これは敢然とひたむきに立っていかねばならないと、こんな思いでありますから、また側面的にも皆さんの御理解、御協力をよろしく願いたいと思います。

○14番（木下繁義君）

大変御苦勞いただいていることに、はっきりわかりましたが、やはり29回、発足から再々の陳情、会議を重ねられて、結果が大分進展しておるようでございます。調査の方向まで進んでいるということで、うれしいことではございますが、今後の事業の見込み、国土交通省の脈あたりは、今、町長が申されたように、ある程度理解できますが、佐賀県知事、長崎県知事と、そういった方々のこの沿岸道路に対する取り組み、考え方はいかがでしょうか。

○町長（百武 豊君）

県の考えというよりも、両県の知事の考え方を申しますけれども、ことしに入ってからですか、長崎県の知事室に行って、そのとき県会議長も来てもらい、元の議長も来てもらいし

て要請をしたのは、沿岸道路は両県にとっても大事だと。そして、それが完成をすれば、新幹線と同様に、よそからお客さんがどんどん来てもらって、そして回り回って、佐賀県も長崎県も太良町も、観光的な面でも、あるいは農政等についても、人が来れば、やはり消費が始まるから、これは絶対進めていきましょう。だから、地域でばかり言っとっちゃいかんですよ。佐賀県の知事と長崎県の知事と旗持って、労働組合じゃないんだから、政治的に旗持って中央に行って、両県の代議士を集めて、地域のトップたちも行きますから圧力をかけましょうと言ったんですよ。そうすると、長崎県知事はすぐ土木部長を呼んで、候補路線にはどうするのが一番早道かということをおっしゃいました。この土木部長がいわく、佐賀県の川上副知事からは一緒にやりましょうということをおっしゃっていますと。これは副知事もなかなか進めているのかなと思いましたが、そのときは同意をされて、一緒にやりましょう、それは大賛成でおっしゃいました。

ところが、その翌日、佐賀県の県会議長、元の県会議長、何人か集まっていたいてその話をすると、いいことだ、やりましょうという同意を得ました。ところが、佐賀県知事に議会の関係で翌日会った。ところが、おっしゃったことは、お若いからか、官僚出身かわからんけれども、率直に申し上げますけど、町長さん、あんまりひどうやらんでくださいと。私はすかさず、なしですかと。そしたら、どんでん返しがある可能性もありますと。その点はお二人の対照的なところが読み取れましたけれども、いずれにしても、地域の要望だからやりましょうと言ったけど、そういう言葉が返ってきたのは意外に思いました。

今は考えが違ってもわかりませんが、今度上京する折に、鹿島と太良と諫早で行く折に、長崎県知事にそのことを申し入れたんですよ、来て下さいよということ。ところが、返ってきた返事が、今、長崎は裏金問題でもめているでしょう。東京に長崎県知事が来ると、東京でブン屋さんから取り囲まれると。私はそういう憂いがあったんだろうと思いますが、もう少し事務的に進めてからやりましょうと、佐賀県の道路局長からていよく断りが来ました。やっぱりその辺があるのかなと。政治的な、やっぱりあるのかなと思って、知事たちは入れんで行きましたけれども、そういったのが事実でありますから、終局的には、やはり冒頭申し上げましたように、ぜひこれは日の目を見せて、佐賀県の発展、長崎県の発展、ひいては九州全体の発展、観光面でも農産物が、人が来ると、やはり要求がありますから、そういった意味で、これは太良町にも政治的に人が来てくれるように、回り回ってですね。

例えば、高速体系ができて、長崎、佐賀からは出る人は少ないと思いますよ。よそから来てくれる人を期待しないと、金を落としますから、目的持って来ますからね。えてして出る場合は、長崎、佐賀が福岡に行って消費税を落とすのは事実だと思いますけど、だから、長崎県知事に言ったのは、それだけでは長崎もだめですよ。吸引力は何をやります。バス停は全国どこにもありますよ。グラバー邸もほとんどの人が、近くの方は参っていると。ただ、北海道の夕張が倒産をした。次は五島と対馬だと新聞に載ったでしょう。そういった

ことを考えると、やはり技術は日本にあるんだから、吸引力を高めるためには、あるいは五島と対馬を救うためには、長崎から五島まで、五島から対馬まで、対馬から韓国まで海底トンネルを掘りましょうやと。そうすることによって、国際交流もできるし、技術は日本にある、工事費は韓国と折半でできんですかと、こんなことも提案したこともありますけれども、そうしないと、将来の長崎県も生き残るのには苦労しますよということを申し上げたことは事実ですから、そんなことにもなるとしたら、もう先は大いに期待のできるようなことが、どんどん人が来てくれるに違いないと。こんな提案もいたしたのも事実でございますから、何といても早く、我々の直接関係がある沿岸道路をつくること。そして、高速体系が2本できると、それを利用した活性化をうちも考えていかねばならない、それが夢であろうかと、このように思っております。

○14番（木下繁義君）

実際、約29回というそういう活動をされて、恐らく、これはもう余り脈がないんじゃないかなろうかというふうな感触を持っておったわけでございますが、御努力によって、先の光を見出せるような答弁を聞き、安心いたしております。極力よろしく願いをいたしておきます。

次、3点目に、もう手短に進ませてもらいますが、近年の農業、漁業、組合員の推移、それと後継者問題とか荒廃地の状況等について質問をいたします。

○町長（百武 豊君）

3点目の近年の農業、漁業の推移についての1番目、農業者の組合員の推移、荒廃地の状況についてお答えをいたします。

近年の農業の情勢は、御存じのとおり、農産物価格の低迷と農業従事者の高齢化による労働力不足等、厳しい状況が続いております。それに伴い、JA佐賀みどり農協の多良支所、大浦支所、太良町果協の組合員数も年々減少をいたしております。平成10年度の太良町農協の正組合員数は1,489名でございましたが、平成18年度の正組合員数は1,281名と、8年間で208人の大幅な減少となっております。太良町果協につきましても、平成10年度74人から平成18年度の50人へと24人の組合員の減少があります。

次に、荒廃地等の状況ですが、前述いたしました農業を取り巻く厳しい状況の中、農地の荒廃化は年々増加し、平成17年、農林業センサスでの耕作放棄地は166.77ヘクタール、平成12年の115ヘクタールと比較すると、5年間で51.77ヘクタールも増加しております。

次に、漁業の組合員の推移、後継者について及びタイラギ貝培養状況についてお答えします。

御承知のとおり、有明海の家況は年々悪化しており、平成10年ごろから漁獲量の減少が現在まで続いている状況にあります。それに伴い、漁業者の組合員数も年々減少いたしております。漁協別に申しますと、たら漁協においては、平成10年、正組合員数71名から平成17年、正組合員数60人と11人減少しております。大浦漁協ですが、平成10年、正組合員357人から

平成17年度、正組合員294人と63人も減少いたしております。両漁協正組合員の7年間の減少数は74人であります。また、若い組合員で構成する研究部員数の推移につきましても、たら、大浦両漁協で、平成10年には110人から平成17年には59人へと、ほぼ半減の状況でございます。

次に、タイラギ貝の状況であります。今期におきましてのタイラギ貝の生息状況は、テレビ、新聞で報道されましたとおり、生息量は極めて少なく、8トンであります。12月15日から、平成15年以来3期ぶりに操業が開始されます。タイラギ貝の培養状況につきましては、独立行政法人であるところの水産総合研究センターを中心に、有明海沿岸4県の水産試験研究所機関が協力し、一つはタイラギ貝の養殖技術の開発、二つ目にはタイラギ貝の大量へい死の原因究明、三つ目に好適漁場環境の解明等、タイラギ貝の漁獲の開始のための研究が行われております。佐賀県の佐賀県有明水産振興センターでは、それとあわせて生息調査等、実施をされております。

以上であります。

○14番（木下繁義君）

る説明をいただいたわけですが、この荒廃地の問題といたしまして、私も農業委員を仰せつかった状況において、荒廃地の町内視察をやった経緯がございますが、聞くところによれば、この空き地を都会の人に貸す、貸してあっせんをするとか、また嬉野方面の方にお茶の栽培をあっせんするとか、そういった話も当時やっておったわけですが、なかなか太良町の方には、いろいろな条件といたしますか、そういうことで借り手が少ないというようなことを聞いておりますが、小長井の方はお茶園に貸しているというふうな話も聞く状況でございます。この方もなかなか、荒れんようにしてくださいと言っても、つくっても売れんじやなかねとか、いろいろなやっぱり問題点があるようでございまして、この荒廃地も、これはもうやむを得ない今日の状況のようでございます。

ところで、このタイラギの問題でございますが、長崎県の総合水産試験場では、タイラギの種苗量産に成功したという新聞の報道もあっておったところでございますが、佐賀県の有明水産振興センターですか、これもやっているようでございますが、規模が小さい関係か知らんけど、やっぱり長崎県とすれば、この研究課程が低いんじゃないかろうかと思うわけですね。長崎県は、どんどんこういった量産に成功もすると。佐賀県は、やってはもらっているけれども、ノリの方が主で、余力を入れとらんとやなからうかと。入れとらんとするぎ語弊になるかもしれんですけど、もう少しやっぱり長崎県あたりの研究成果を基本にして、今後、強力にその研究を進めていただければありがたいと思います。もういっちょ、その辺、町長どうでしょうか。

○町長（百武 豊君）

もうおっしゃったとおり、有明海がこのような状態になっておりますので、あらゆる研究

をやって、やっぱり再生ができるようなことをやってもらいたいというのは、もう事実でございませう。幸い何年ぶりかにはたったけれども、これが来年どうなるのか見ものだと、その結果が見ものだと思っております。しかし、長崎県の方でも、タイラギの培養のテクニックが何かかいま見れたということは、大きな希望だと思っておりますから、ぜひ有明海再生のためにはしないと、沿岸の漁民、それに携わる町民たちが悪い憂き目を見ますので、豊穰の有明海というふうにはしなければならないと。

いつも県に行きまして申し上げているのは、漁港協会でも申し上げましたけれども、この間の総会の際、このままでは終わりたくない。会長が唐津の市長ですけれども、あんたが言いなさい。これについて、有明海の再生についてはもう一回協議をして、もっと前向きに検討しようじゃないかということをお願いいたします。言わんならおれが言うよと言ったけれども、もう一回やりますと約束してくれたから、もっともっと、漁業者の役員も多いから、有明海を本当にどうするのか、このままじゃだめだと。だから、琵琶湖条例があるように有明海条例でもつくるような、4県漁連が本当に真剣に考えて有明海条例でもつくるような、そのかわり国で政策は頼むよというぐらいのことをしないとだめですよということを提案しておりますので、ぜひこれは再生のためにやらねばならないと思います。

それから、時間がないから、さっとならに申し上げます。

荒廃地のことですが、山口県では荒廃地に牛を放牧しているんですよ。お茶の話も出ましたけれども、放牧してやっているという成果が出ておりますから、私は太良町においては山もありますから、できればいい牛に、母牛に精液をつけて牧場に放って自然分娩をさせたい。そして、生まれた子供はもう一つの牧場で生育をさせたい。そうすることで、濃厚飼料は要らないということ。1ヘクタール2頭の割合ですから、半分を仕切ってやるならばこれはいいであろうと。そのかわり、だれが牛を投資するかという問題ですが、高齢者需要もありませうけれども、逆に金を持った人は投資をします。これもかけですから、牛に投資をしてくれませんかということで、600千円か700千円の投資をしていただいて、原価は取ればいいじゃないですか。取れなくても投資だから頑張ってくださいということ、この間、みどり農協の担当課長が来ましたから、うちは総収入の半分は酪農ですよ。酪農に力を入れたいと思うのは当然でしょう。子牛はいつも佐賀県で一番だけれども、今度は伊万里牛に追いつけ追い越せで、食肉用の牛をできれば飼いたい、牧場をつくってやりたいと思う。そのときは、あなたも畜産出身の組合長だから、真剣に取り組んで、太良町とタイアップして何か政策を考えてくれんばいかんよと、この間も言ったばかりです。

○14番（木下繁義君）

商工水産の担当にちょっとお尋ねしますが、12月15日から有明海のタイラギの解禁がなされるということでございませうが、この許可の台数、おわかりでしたら、ちょっと報告をお願いします。もう手短かにひとつお願いします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

タイラギ漁の許可件数でございますけれども、佐賀県全体で許可は9基数あります。そのうち、大浦漁協が8でございます。それから、隣の福岡県でございます。35基数、許可がなっておるそうでございます。

○14番（木下繁義君）

次、台風災害復旧事業についての質問をいたします。

去る9月17日、台風13号の災害による被害は、町内で8億円という大きな推定の被害額が示されておりますが、被害を受けられた関係各位に対しまして、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

道路関係として、川北線、波瀬ノ浦国道取りつけ線等の状況について。

それから、農業関係で、今回の台風13号、雨が少なく、塩害による農産物の被害が大きく、またその塩害の後遺症として何年か回復に時間がかかると思いますが、再建に対して大変御苦労と思いますが、頑張ってくださいと思います。その災害復旧の状況について、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、漁港調査の復旧事業の状況。それから、野崎漁港の倒壊の現状ですね、状況。それから、竹崎漁業集落排水場の護岸等の復旧事業について。

また、水産関係では、期待されていたカキ生産状況はどのようなものか、これについて質問いたします。手短かにひとつお願いします。

○町長（百武 豊君）

次に、4点目の台風13号による災害復旧についてお答えをいたします。

平成18年9月17日の台風13号は、役場観測の24時間雨量は30ミリ、18時43分の満潮と重なり、18時34分の最大風速は南風で47.1メートルを記録し、町内にも甚大な被害をもたらしたところであります。

県内の公共施設災害件数は、道路・河川災害が379件で、このうち373件が玄海、唐津、伊万里地区で、残り6件のうち2件が太良町でありました。また、港湾・漁港災害については有明海沿岸のみで、6件のうち2件が太良町となっております。

まず、町道の災害、2路線については、平成18年10月23日に国土交通省及び財務省による災害査定があり、申請どおり採択されました。漁港の災害については、2漁港の施設が被災をいたし、平成18年11月15日に水産庁並びに財務省による災害査定があり、申請どおり採択されたので、御報告をいたします。

なお、工事発注については、今回、補正予算をお願いしておりましたので、議決していただければ年内発注を予定しております。

次に、農産物関係被害につきましては、水稻が100ヘクタール、野菜が露地が4ヘクター

ル、果樹が702ヘクタール、災害面積トータル806ヘクタールで、その被害金額は411,000千円となっております。さらに、果樹の樹体被害については現在進行しており、冬場の枯れ込みが予想され、被害がさらに拡大するものと思われまます。

農業施設関係の被害については、園芸施設、被害戸数30戸で被害金額は18,800千円。畜産施設では、被害戸数9戸で被害金額307,000千円。園芸施設及び畜産施設の被害金額の計は325,800千円となっております。

その他の被害といたしましては、マルチ資材等の破損が主な被害であります。

今回の台風13号による被害総額は、911,800千円の被害金額となっております。県は被害対策事業として、11月県議会に補正計上の事業内容の説明会が、11月21日に鹿島農林事務所で開催をされました。

その内容は、一つは、水稻、大豆被害率70%以上について、平成19年度産用種子購入費に対する助成。

2番目は、園芸用ハウスの建て直しに要する経費の助成。

3番目に、野菜、果樹樹勢、果実対策。そのうちの一つ、果樹30%以上の落葉及び甚大なる被害を受けた野菜の樹勢回復に要する肥料、農薬等の追加的な購入経費の助成。2番目に、育苗中の野菜、種のまき直しに対する経費の助成。3番目に、改植事業、2アール以上の改植、補植に要する経費の助成。

この改植事業の概要でございますが、第1に、農業者の組織する諸団体が実施主体となり、発注から竣工まで一体的に実施するものであり、第2に、平成19年3月31日までに完了するものと条件づけをされております。個人施工は対象外で、事業期間も短く、なおかつ苗木の手当てが十分できるか否かが不可欠な状況にあります。

畜産関係の対策事業につきましては、畜舎の1棟を単位とする、半壊以上の被害で建て直しに係る経費の助成であります。ただし、19年3月31日までに完成するものと、このようにこれも規定をされております。

次に、山林関係につきましては、風倒木の被害面積、人工林の5.7ヘクタール、被害金額7,809千円で、その内訳は、一つは、官行造林1ヘクタール、1,370千円。2、県有林が0.7ヘクタールの959千円。3番目の町有林1ヘクタール、1,370千円。4番目、民有林の3ヘクタール、4,110千円でありました。

町有林被害地の復旧につきましては、被害木の整理を中心に補助事業で実施をいたします。また、官行造林被害地については、被害地1ヘクタールを含む周辺5ヘクタールの主伐を実施する旨、佐賀森林管理署から報告を受けております。

次に、水産関係につきましては、一つ、小型船の流出が1艘、300千円。2番目に、仮設棧橋が破損3カ所で1,000千円。3番目に、カキ養殖いかだが破損、21基、2,770千円。4番目に、養殖カキ垂下ロープ切断落下及びカキ自体のはがれ落ち等で13,000千円。5番目に、

その他といたしまして、漁港施設の雨どい、スレート屋根破損等で2,099千円の被害で、トータルしますと水産関係の被害総額は19,169千円となります。

特に被害の大きかった養殖カキについては、共済制度に加入していなかったためとの報告があります。カキ養殖の被害金額を除いた6,169千円のうち、保険対応は1,466千円で、あとは自己資金及び自力での復旧がなされるということでもあります。

以上です。

○14番（木下繁義君）

この農産物の件で、水稻被害が一番、佐賀県は例年にない49%とかいう状況でございますが、我が太良町において、この水稻の被害状況はどうでしょうか。おわかりであったら、ちよつとお願いします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

町内の水稻被害につきましては、倒伏、一部塩害という被害がございまして、その面積につきましては約100ヘクタールございます。被害金額にいたしまして、約13,000千円程度でございます。

○14番（木下繁義君）

この台風13号の被害で、16年の9月8日、台風18号でも、この処理場の護岸の被害を受けたわけでございますが、その後、災害復旧、現況復旧で事業をしていただいたところであったわけですが、また今回、同じく被害を受けたところがございますので、今後、3回目としまして、もっとも大きな台風が来んとも限らんので、これは以前、町長とも御相談をしたように、今まで2トブロックであったのを、それ以上の事業ができるものか、要請されてできるものかですね。その辺を手短に、いっちょ短くお願いします。

○町長（百武 豊君）

これは、そういう事実があつて、16年に被災をして、現況復旧というのが基本であります。そのときも消波ブロックでしないとだめだと、あそこはひどいからと言ったけれども、査定官がそれではいけないということだったけれども、今度また被害を同じように受けましたから、これはけしからんと言つて、それこそ岩永代議士を連れて本省に、水産庁に行って、それから農林水産大臣にも会いまして、こういうことはけしからんじゃないかと。ことしやれば、また来年もやると。そういうことを繰り返しやると、国も損失、県も損失、町も損失だと。もっと丈夫なことをやって、丈夫になるためには、やはり少しぐらいは金を入れても、起債を起こしてもやりたいと。そういうことはできないのかと強力に迫りまして、こんなちやちなことで、国も県も町も財政のむだ遣いじゃないかということをおねじ込みしましたところ、水産庁長官も参りまして、それはすぐ検討しますということで、そのことはもう、僕がその日に帰ったんだけど、その前に県庁に連絡が行つて、現場を県庁から調べにきたと。そのと

きの査定官を本省に行っておれは言ったんですよ。来なかったけれども、こういうことをさせちゃいかんじゃないかということをお願いして、査定官を呼べと言ったんだけど、また同じのが来たらでけんぞと思って来なかった。そしたら、すぐに県庁に言われて、そして今現在では方法を三つ、高潮対策とか、いろんな三つぐらいからどれがいいのか、本省と県と話し合っただけで答えを出しますと。少なくとも今のままではないと思いますから、丈夫なやつをやらないと、毎年被害が来たらだめです、そういう思いであります。

○14番（木下繁義君）

わかりました。野崎の1,000トンもあるような防波堤が倒壊して、根底から倒壊しておるというようなことで、この問題も、私個人としては正規の事業をなされているのかと。あれだけの大きな、1,000トンもあるようなブロックが転ぶということは、大変私は疑問に思っておりますから、今後、改修においてはいっちょ、その辺も十二分に重用するよう仕事させてもらえれば大変ありがたいと思います。

次に、大浦中学校の体育館の老朽化に伴い、改修事業について質問いたしますが、解体事業はいつごろから始められて、どのような推移の検討をされているか、ちょっとお尋ねします。

○町長（百武 豊君）

5点目の大浦中学校体育館改修についての現状と見通しについて。

議員御承知のとおり、この体育館は昭和36年に鉄筋鉄骨づくりの491平米で建築されました。その後、昭和52年に130平米増築、さらに平成2年にはステージとして151平米増築され、トータルの772平米の建物であります。

老朽化が進んでいましたので、平成17年度に耐力度調査を実施いたしました結果、昭和36年と52年の建築は危険建物になりました。また、平成2年建築の151平米は、建築関連取り壊し建物として不適格改築建物の要件に該当しますので、三役、教育委員会、校長会、関係課長で学校施設整備検討委員会を立ち上げ、長期的展望に立っての整備を慎重に審議いたしました。この審議を受けて、議員の皆様方の御理解を得て、体育館すべてとプールを解体して、敷地を有効利用した鉄筋のピロティ式体育館本体を鉄骨づくり1,200平米ぐらいの予定で、建設課、設計事務所、教育委員会、学校、県と連携を密にして設計を進めております。

事務の流れを申し上げますと、文部科学省関係は、5月下旬に事業認定の申請、6月中旬には事業認定、6月下旬に国庫補助金交付申請、7月下旬に交付決定。県教育委員会関係は、前年度は耐力度調査結果の審査、事業認定から事業完了までの契約状況を毎月報告、9月ごろ実施単価等調査、12月には国庫補助金概算払い。町教育委員会の関係は、前年度までの耐力度調査から実施設計、学校施設台帳の調査。以上のような流れでありますので、県教育委員会とは連携を密にし、平成19年度の枠を確保していただいております。

以上です。

○14番（木下繁義君）

もう時間が来ましたので、6点目の taxation については差し控えさせて、また後日ということをお願いしたいと思います。

もう1点、ちょっとだけ。平成19年4月に、全国一斉統一試験が小・中学校行われるというようなことであったわけですが、たまたま大浦中学校は修学旅行の計画をされていたというようなことで、時期の変更をというような相談もあったと聞いておりますが、それは自主性を尊重して、旅行計画を優先させるというようなことも聞いておったわけですが、その後、教育長の極力な努力によって、全国統一試験が受けられるというようなことを聞いており、大変喜んでおります。

以上です。終わります。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、暫時休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

3番通告者恵崎君、質問を許可します。

○7番（恵崎良司君）

議長の許可を得て一般質問をいたします。

今回4点ほど出しておりますけれども、私なりに今行財政改革がっておりますけれども、この改革の本丸にかかわる問題じゃないかという認識で質問を出しております。よろしくお願いたします。

1番、組織機構の改革について。現在の組織機構は肥大化していると考えます。機動的で柔軟な組織へ向けて整理統合し、簡素・効率化する必要があると思うが、どのような考えかお尋ねいたします。

○町長（百武 豊君）

恵崎議員の1点目、組織機構の改革について。現在の行政機構は肥大化し過ぎている。機動的で柔軟な組織へ向けての整理統合し、簡素化・効率化する必要があると思うが、どのような考えかについてお尋ねであります。

組織機構の見直しは、行財政改革プランにおいては述べておりますとおり、事務事業の見直し、あるいは行政関与の妥当性、公平性等を勘案し、事務事業の適切な選択を行いながら進めてまいり所存であります。前例にこだわらず、政策、施策、事務事業、住民ニーズに対応した組織編成を行いたいと考えております。

なお、組織の再編については、住民サービスの向上をまず念頭に進めなければならないと認識をいたしております。事務の効率化や簡素化を追求する過程において、ややもすれば組織運営の合理化に力点が置かれ過ぎて、結果としてサービスを受ける住民側の視点が不足することがあってはならないと、このように思いますし、住民サービスの向上のためには、組織機構を見直すという立場で再編に臨みたいと、このように思っております。

○7番（恵崎良司君）

えらい一般的な回答で、ちょっと肩透かしを食った感じでありますけれども、今、太良町に課長担当部署は幾つありますか、すぐ即答できる方ありますか。

○総務課長（岡 靖則君）

18課、室です。

以上です。

○7番（恵崎良司君）

じゃあ、私の認識違いでした。全部で病院まで含めて17かなと思っておりましたけれども、一つ多いということですね。この組織表を見ますと、まず課長担当がおられるところが総務課、財政課、企画商工課、建設課、土地改良課、農林水産課、議会事務局、太良病院、大浦支所、公民館、教育委員会、農業委員会、環境水道課、健康増進課、町民福祉課、税務課、収入役室と、太良病院まで17じゃないですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今、給食センターの所長については、教育委員会の事務局が兼務しておりますので、17ですけれども、実際、課は18ということですよ。

以上です。

○7番（恵崎良司君）

この課長担当部署の17、病院、特別会計まで含めて、この数自体をどのようなお考えですか。

○助役（木下慶猛君）

どのような考えといってもちょっと一概に言えませんけれども、それぞれの今までやっておりましたように、町の場合は縦割式で今ずっとやっておるわけでございますけれども、これを平成14年からこのままでずっとやってきておると認識しております。

○7番（恵崎良司君）

今14年という答弁がありましたけれども、私、平成7年に議会議員になりまして、今丸11年過ぎたところですけども、幾らかの統合はあっていますけど、ほとんど変わっていないと思います、16か17。これ単純に比較するのはおかしいですけども、まず、国が——これ認識違いかわかりませんが、国もいろんな特会まで含めたらそれぞれ複雑ですけども、

も、大まかは、厚生労働、文部科学、国土交通、総務、経済産業、財務、環境、防衛、外務と大体九つぐらいかな、幾らかあるかわかりませんが、省がですね。しかし、こんなもんです。県も今古川知事になってから、どんどん改革が進められておりますけれども、統括本部、くらし環境本部、健康福祉本部、農林水産商工本部、県土づくり本部、経営支援本部の6本部と出納局、教育庁、議会事務局と九つですね。単純な比較というのはできないとわかりつつ、行政というものはほとんど根本的にはそう変わらなろうと。小さな事務を私はカットせよと言っているんじゃないですね。やっぱり太良では課長職が一応最高の階級ですから、課長さんを減らすためにというんじゃないんです。結果として、最終的には統合したら減らしましょうけれども、やはり私は少なくとも担当部署を10以内ぐらいにやっぱりした方がいいんじゃないかと考えておりますけれども、どうですか。

○助役（木下慶猛君）

今後の検討課題になっているわけでございますけれども、それぞれの時のトップの考え方によってもいろいろ変わってくるわけでございます。当時、私は教育委員会から戸籍に行ったときに、その当時は大体福祉環境やったわけですが、奉仕課という名前をとったときもあるわけでございます。それから、いろいろ災害が発生、51年来多かったわけですが、当時は土地改良課というものはなかったわけですが、それを農林と分けて実働部隊というんですかね、こういう関係のものを主にやってもらうから、土地改良をふやしたとか。それから、商工水産と今やっておりますけれども、観光はこっちに持ってきたり、何かやった記憶もございますけれども、このことについても今回の行革でもそういうことをうたっておりますので、検討はやったわけでございますけれども、時間がなかったものですから、今度18年度の行革には間に合わなかってございます。ですから、今後、今ずっと検討をやっておるわけでございますけれども、そういうことでスリム化といいますか、例えば、嬉野のようにグループ制をやったところがあるわけですが、いろいろ話を聞いてみますと、やっぱりあれではいろいろ部署、部署に聞いてみますと、失敗だったという意見も聞いておりますので、どうあるべきかは今後検討したいと思っております。

○7番（恵崎良司君）

私も単に課を減らしたらそれでよくなると単純には思っていないわけですが、やはりこの人口規模にしては、太良町は私は本当に多過ぎると思います。町民の理想形態から言ったら、そういうのはできはしないですけど、町民としては一つの窓口に行ったらほとんどそこで用が足せるというようなことがいいわけですよ。やっぱり町民満足度といいますか、そういう志向性からいってできるだけやっぱり課は少なくして、そして、大きくくりをして、中で小さな小分けは必要でしょうけれども、そういうふうな方向でしていかなと、検討しますということではいつまでたってもできないですね。だから、私はこの行革の一つの本丸はまず組織をひねること、ひねるといえるのはおかしいですけど、やっぱり変化というか、行政

はほとんど10年1日ずつのごとく、それなりに小さな対応は法律とか何とか変わってきますので、最低限は本当されていると思いますけれども、環境が環境ですからね、行政というのはなかなか毎日、毎日変わったことができるはずもないわけですからね、後ほど意識改革も出てきますけれども、そういう意味で、やはりここは大胆な改革といっても作業そのものは業務は今までの従来とそう変わらんですけれども、やっぱり課長担当部署をやっぱりそのくらいにした方がいいんじゃないかと。

具体的に、私なりに私案ですけれども、あくまでもこれ私の私案ですけれども、今の総務課と財政課と企画商工課の企画電算部門、それと収入役室、これを総務課と。それと、税務課と町民福祉課の戸籍年金、これを住民税務課か町民税務課、名前はどうでもいいじゃないですけど、工夫のしようがあると思います。それと、町民福祉課の福祉と健康増進課、これを健康福祉課。それと、企画商工課の商工観光部門、農林水産課、土地改良課、これをひっくるめて産業振興課。あと建設課と環境水道課をまとめて建設水道課か建設環境課。教育委員会と公民館は教育委員会事務局と、あとは議会事務局。それで大体七つぐらいになるんですね、課長担当部署。あと大浦支所がありますけれども、ここ現在課長職が1人ともう1人職員が2人ですか、3人ですかね、おられますけれども、大浦支所は当然必要だと思いますけれども、ここに課長職を置く必要があるのかと。そういうことも含めて提案しますけれども、どのような考えですか。

○助役（木下慶猛君）

恵崎議員の建設的な指摘を受けたわけですからけれども、先ほどから言うように、そのとき、そのときによっていろいろ検討やったわけですから、昨年度課長級が3人やめたときに、こういうときがチャンスだからということで検討やったわけですから、先ほど言ったように、時間的余裕がなかったわけですから、そしてまた、来年の3月に定年される課長級が1人もいますから、もしそういうことで統合した場合、例えばあなたが言われるように、七つになった場合は17人おるわけですから、そのあとの10人をどうするかということも考えるわけですから、そういうもろもろの部分が障害になるものですから、一概にこうぱつということはちょっとできないわけですね。ですから、今現在検討をやっておるわけですから、先ほど言ったように、部長制をやったら簡単にできると思うわけですから、私の方はまだこのまま課長制度で行こうかということも考えておりますので、検討させてくださいと言ったのはそこです。猶予をくださいということですから。

○町長（百武 豊君）

今、恵崎議員からもろもろの提案がありまして、それが理想かと思えます。今は時代が変わって、そういうことも言えますけど、昔は、華やかやしきころは太良町には観光課を置きなさいとか、水産課を置きなさいとか、こういうことがしきりでありましたけれども、そう

いうことはままならないと。しかし、現在の状態を見ますと、例えば、ある課に行って何か住民が質問をすると、私はこの課だけでそのことについては知りませんということがまず出たりしておりますからね。やっぱり職員の研修が大事であると、すべてを知っとくのが、なるべく数多く知らしめることが大事だと思っておりますけれども、同じ課に行っても、そのことは私は知らないからとかいうことがあっているようでありますから、まず職員の研修でもう少し資質を上げてやるというのが一つの課題と思います。

それから、支所の支所長についてはやはり町村合併をしていないから、支所長はあえて住民ニーズのことを考えると、支所長は軽々と出すべきじゃないと。給食センターにおいては、課長は要らないということで係長をやっておりますからね。やっぱりその辺は両々考えてやっていかねばならないと思っておりますけれども、一番確たる者は職員の資質であると、課長も含めて資質の問題であるということがまず大事であると思っておりますから、今助役も申し上げましたけれども、早急にこうこうということはできないけれども、そういう目的を持って改革をしていくのも一つの考えだと思っているのが事実でございますから、やっぱり今おっしゃった統合するところはもともとから思っていたのは、公民館と教育委員会は一緒にいいんじゃないかと、これは思っておりましたから、しかし、このごろはいろんな仕事が昔よりもふえてきたのは事実でございますから、今でも足りないのかなんて今言いますけれども、合併して職員が減らせれば、これが一番だけれども、課長も含めて減らすのが一番だと思いますけれども、それだけでいいのか、住民サービスについてということを考えるときに、やっぱり軽々とやっていいのか迷いがあるのも事実でありますから、流れに沿ってやっぱりこれは改革をしていくべきだと、こう思います。

○7番（恵崎良司君）

今の答弁ではいつまでたっても私にはもうしないというように聞こえるんですよ、ちょっと厳しいですけども。私は課長さんを首にせろとか、確かに五つか六つの課にしたら課長職担当は五、六人になりましょうけれども、それは補佐とか、参事とか、それで給料を減らせとか何とか言っているんじゃないです。やっぱりそれはそれなりの人をそれでも課長にする、町長が大なたを振るうべきでしょうし、私は六つか七つかにしたから、課長はほかの人を降格させなさいとか、それは課長としては名前はつけられんかわからんけれども、工夫次第でできると思うんですよ。そうしないと、現課長が減っていくだけの分しか、仮にそういう方向でするとしたら減らせないと、何年かかるかわからんですよ。やっぱり県なんかも六つの統括本部にしたのがぱっと大なたを振ってやっているわけですね、ああいう大きな組織でさえ。だから、そこは町長がやっぱり大なたを振るって、これは職員いじめとか何とかじゃないんです。それから、資質の問題は後の意識改革で聞きますけれども、この人材育成と組織は形は形でやっぱりひねらんと、私はよくない——よくないというか、やっぱりやるときはやると。それで、仕事そのものはがらっと変わるわけじゃないわけですよ、今の事務

事業を私否定しているわけじゃないですから。そうすることによって、意識改革もなお促進されるんじゃないかと、やっぱり。10年1日ずつのごとく、ほとんど変わっていないと。年功序列的にずっと給料もふえていくもんですから、そういう資質がよくないというんじゃないかと、そういう環境にあるんですね、この自治体というのは、民間と違って。だから、それこそ外形の組織と人の面を両刀作戦で行かんと、町長は先ほど木下議員とかいろいろ答弁聞いておりますけれども、確かに、外交、町の命題といいますか、大きな課題について本当、よその町村長と比べても卓越した能力を持っておられるし、県、国に対しても強気の態度で出られる実力の持ち主だと私も評価をしております。しかし、一方内政といいますか、そういう足固めといいますか、その辺にも力を向けてもらわんと、国会議員とか県議会議員以上の力ばかりでは、やっぱり地元のことも真剣にもうちょっと人事面、組織、ひねってもらう必要があると思うんですけど、どうですか、簡潔にお願いします。

○町長（百武 豊君）

今助役も答弁しましたけれども、部長をつくれれば人数は減らない。それから、課長をどうするかと課題があると言いましたけれども、降格していいのか、あるいは募集をして課長たちに早くやめてもらいたいとするのか、これが早いのは一番です。金は一時的に要ります、一時的に上乘せがありますので、金は要ります。しかし、将来展望に向かっては、将来は人数が減っていいと、それについてはやはりくまなく職員があれも知つとる、これも知つとるでないと、住民に不便を感じさせると、苦しいところの答弁も助役もいたしましたけれども、一番手っ取り早いのは職員をどうして減らすかですよ。減らせない現状にありますから、ただやめる人には後を採用しないということを、ことしも採用はしないといったけれども、将来に向かっ職員が穴ができると、だれもいないと、若手もいないということで、ないから採用すべきじゃないですかという勧めもあって1人を採用したけれども、あとはもう採用はないんですよ。そうしないと、やっぱり財政的に無理があろうと、合併しなかったんだから。必ずそういった問題が惹起するに違いないと、だから、一番経済的なのはやっぱり職員を減らすことだと、あなたの論法からいくとですね。そうしないと、減らさんで課ばかい変えても人数は同じですから。（「ちょっと町長、私の趣旨が違うから」と呼ぶ者あり）言っていますから、おいが、聞いときなさい。そういうことじゃないと、できないということをあなたに今言っているわけです。

○7番（恵崎良司君）

いや、私はですね、減らすためと言っているんじゃないですよ。結果として、柔軟な体制をつくったら何年後か、減らすのを言っているんじゃないですよ。組織をそういうふうな（発言する者あり）そこは工夫次第ですよ。（「減らさんで何が改革ですか」と呼ぶ者あり）これは単純に比べられないですけども、職員は一遍入ったらよっぽどのない限り首にはなりませんよね、現実的にはいろんな細かい法律はあるんでしょうけれども。私は首にせ

ろとか、退職にせろとか言っているんじゃないんです。我々議員は4年に1回、テストがありまして、本当これはもう必死ですよ。だから、その辺の意識は確かに違うんじゃないかと、職員としたら。これは単純に、だから職員にそういうテストをせろとか何とか私は言っているんじゃないです。組織をひねったら確かに課長職は余るかわからんけれども、待遇面では同じで極端に言ったら降格ぐらいあっても当然じゃないですか、首にせろとか何とか私は言っているんじゃないです。そのくらい大なたを振るわんと、職員の真剣さも今以上にやっばり出てもらわんと困るわけですから言っているわけです。ちょっとこれだけ時間とってもいいから、次に行きます。

地区担当職員制度についてでありますけれども、職員が積極的に地域に出向いて接触し、町民とより密なコミュニケーションをとることにより、住民と役場が良好な関係を築くために地区担当職員制度を導入する考えはないか、お尋ねいたします。

○町長（百武 豊君）

2点目の地区担当職員制度について、職員が積極的に地域に出向いて接触し、町民とより濃密なコミュニケーションをとることにより、住民と役場が良好な関係を築くために部落担当職員制度を導入する考えはないか、これについてお答えをいたします。

町職員に対しての地区担当を決め、地域の方々と直接コミュニケーションをとりながら、地域の実情を把握し、行政に反映させる仕組みをつくるということの御提案であると解釈して答弁をいたします。

まずは、前提といたしまして、町職員は事務遂行における決定権は付与されておりますが、住民ニーズにおこたえする政策的な決定権は、これはありません、文字どおりです。職員は町長の指示、または自発的にさまざまな政策形成を行い、町長の裁可を受けて住民サービスを行っています。したがって、住民ニーズにおこたえする実質的な決定権はすべて町長であり、職員は町長の意思決定に基づいて職務を遂行する存在であります。

御提案の部落担当職員制度は、地区の実情をよく把握した職員が政策立案を行って、町長に提案をなし、裁可を受けて住民サービスを行う場合において有効な手段と考えられますが、現実的には各職員は地域のさまざまな課題や問題について、すべてに対応できるものではありません。防災、福祉、あるいは環境、生活基盤、産業基盤等々、各業務に職員が配置されており、それぞれの分野の職員がそれぞれの業務を専門に行っています。地域のさまざまな諸問題を解決する場合、その分野の職員でなければ的確な対応ができない。さらに言えば、担当職以外の問題解決には無力に近いというのが実情であります。職員は政策形成までは必要なく、住民の声を受けとめて担当部署にそれぞれを伝える受け皿的存在の創設でよいのであれば、現時点でも対応は可能でありますけれども、その場合、地域の実情を最も熟知しておられるところのいわゆる区長さん、事務嘱託員として委嘱しておりますので、地域のことについてはこれらの区長さん方の右に出るものはないと、このように思っております。した

がって、部落担当職員制度の創設については、その機能や役割等についてもうしばらく研究、検討をさせていただく時間をもらいたいと、こう思っております。

○7番（恵崎良司君）

なかなか進まないですね。あしたからせろと言っているわけじゃないんですけれども、これは今回私たち長野県の下條村と松川町に行ったんですけれども、以前も四国の二子町だったかな、結構、今こういう制度を取り入れているんですね。だから、何でもかんでもこれで済むということじゃないんですけれども、区長さんは区長さんでたしかに今おられますけれども、より今の町の職の感じは確かに庁舎内ではそれぞれ一生懸命やっておられるとは思いますが、今後は待ちの行政から御用聞きとまでは言いませんけれども、やっぱり積極的に地域に出向いて、もちろん出向くって、昼間から回るわけじゃないです。夜、地区の懇談会とか、評議員会とか、それから部落総会とか、そういうときに一応、課は関係なく、まず課長さんと最低2人ずつぐらいですね、太良町全部落今55区ですか、少ないところは1人でもいいかもわかりませんが、そういう地区担当ということで張りつけと言ったらおかしいですけれども、松川町ではそういうことをすることによってやっぱり町民満足度が上がっているわけですね。申請代行とか何とか、そういうことをするんじゃないんです。まず、公文書を区長さん宅に届けると、これ帰りですね、当然。そういうことから、いろんなコミュニケーションを密にするということなんです。今でも対応できていることはできているでしょうけれども、もっとやっぱり進化、日々改善、進化させるために、これはそう予算がかかることじゃないんです。そういう意味で、これは総務委員、ほとんど今度6人行きましたけれども、共通の課題です、反省会で申しましたけれども、こういうことは町でもすぐできるんじゃないかなと。

1番目の、私が言った、大なたを振るわなきやならん組織機構の改編より、これは簡易にできるんじゃないかと思えますけれども、できたら、来年度あたりからでもして、そして、今以上に職員の意識もやっぱり向上するんじゃないかと思えますけれどもどうですか。

○町長（百武 豊君）

かねがね職員に僕が言っているのは、職員たるものはあなたがさっき言ったように、40年近く勤められるから、もっともっと職務については真剣勝負で取り組みなさいと、こういうことを言っておりますからね。やっぱりいい職員もおられますけれども、はっきり言ってやめてもらいたい職員もおるのは事実ですから、そういう中で職員同士の切磋琢磨をやって、太良町の職員はいいんだというイメージをつくってほしいと、真剣勝負でやってもらいたいと、何となく来て、何となく帰るようなことはだめだよと、今の時代は。それをかねがね言っておりますから、まず職員の切磋琢磨して町民の黒子としての、この職員はすばらしいと思われるような職員になってもらうことを職員研修等々もやりながら、まず職員の資質を高めるということが一つであります。

それから、課の淘汰をして一緒にまとめとか何とかという問題は、その前に今申し上げたことが前提だと思っておりますから、できることなら、抵抗なく人数を減らすのは最高、さらに新しくは職員は採用しないと、どこでもそれはやっておることですから、それを前提に置いて進めていきたいと、まず職員の資質を上げることについて、これに深くかかわっていききたいと。あとは改革委員会もありますから、その中でどのように改革を進めていくのか、それは助役を中心としてやっておりますから、それを待って決断するときはすると、ただし、滝つぼに落とすようなことは私はやらないと思っておりますから、それは思っと思ってください。

○7番（恵崎良司君）

ちょっとかみ合わんで残念ですけれども、先ほどから何回も資質の向上とか、全く同感ですよ。それを百遍言ったって、やっぱりそう簡単にはできませんでしょうが、人間っていうのは。だから、日常と違う変化、刷新、そういうのも強制的に、私は首にせろとか、滝つぼに落とせとか、そういうことじゃないんです。やっぱり日常と変わったことも何年越しか地区担当制度というのはやっぱりいいことじゃないですか。それで、今までと仕事量的には夜間なんかちょっとふえる可能性はあるかもわからんでしょうけれども、地区の方と接触する機会があったら、それだけ今以上に、そこで要望事を解決しなさいということじゃないんです。違った担当の部署やったら、また持ち帰って話せばいいことだけであって、ただ、やっぱりより密なコミュニケーションをとるために、特に例えば、町民課とか税務課なんかは結構町民の方と日常接触があると思いますけれども、俗に言う、2階におる人なんかはそうたびたび町民と、動かん限り接触する機会は余りないですね。だから、そういうやっぱりフェイス・トゥ・フェイスすることで、いろんな刺激、そういうのが出てきていい方に向かうんじゃないかということなんです。

まずは意識、資質とか、それは町長もうずっと以前から言っておられます、それが大事だ、大事だと。しかし、それを100年言い続けても、スローガンだけ掲げててもやっぱり何らかのアクションを起こしていかんと、刺激が出んとじゃなかですか、幾ら立派な言葉だけ言っても。

○町長（百武 豊君）

私が言い続けたことについて、職員から反論もないし、そのとおりだということでもいつもやっているのは事実だから、一步一步上がっていかないといけないと。資質ができてこそ、じゃあ、夜でも私どもが出向いていきますということはそこから出てこないといけない。そう思っていますから、まず、資質が前提だと、あるいは改革をやって、それによって人数が減っていけば、私は大歓迎だけど、そういう無理なことは言えない状態にありますので、やっぱり資質を上げて100よりも120の仕事をしてもらいたい。そして、住民の黒子として、やっぱり我々の代表である役場に勤めている職員は住民の手本だということになってほしいと

いうことを力説しておりますから、究極的には合併しなかった町だから、財政をどうするかということに終極的になりますから、それも含めて検討していかざるを得ないということがあります。人数は同じにして、機構改革だけ変えて本当に住民のためにいいのかどうかということ、私は必ずしも疑問に思っております。

○7番（恵崎良司君）

次行きます。

意識改革と人材育成について。

町づくりの主役は住民でありますけれども、まずは職員の意識改革が原点であります。そこで、人材育成こそが最重要課題と考えるが、これまでどのような取り組みをしてきたのか。また、今後の計画はどのようなものか、お尋ねいたします。

○町長（百武 豊君）

3点目の意識改革と人材育成について。

町づくりの主役は住民である。まずは職員の原動力が原点である。そこで、人材育成こそが最重要課題と考えるが、これまでどのような取り組みをしてきたのか。また、今後の計画はどのようなものか、これについてお答えをいたします。

職員の教育については、自治事務にかかわる研修を中心にITへの対応や接遇マナー、これら向上の研修を重ねてまいりました。自治事務にかかわる研修につきましては、千葉県の全国市町村中央研修所、いわゆる市町村アカデミー、これにおいて法令の実務、企画事務、財務事務、パソコン研修、人事管理事務、災害に強い地域づくりなど、さまざまな研修を受講させ、近年は法令実務を重点的に受講させております。

また、佐賀県職員研修所において、管理者研修、監督者研修、法令実務、初任者研修等に毎年10名程度受講をさせておるところであります。そのほかには、町立太良病院においては接遇マナー研修等を実施いたしております。さらに、専門的知識を有する職員が全職員を対象に実務のノウハウを教える研修会を6月と7月に実施いたしました。内容は、6月に入札事務、7月には契約事務の研修を行い、ほぼ全職員が受講いたしましたところ。また、現在行政評価システムの構築から施行までを若手職員の自発的な取り組みにより進めております。

今後の人材育成計画につきましては、平成17年10月に策定をいたしましたところの太良町人材育成基本方針に基づき進めてまいります。

基本的な目的としては、地方の自己決定、自己責任の原則に対応し、住民に対する説明責任を果たすことができる職員を育成することです。これにより、職員の基礎的自治事務能力を高め、住民に最も身近な行政サービスの主体であることにかんがみ、地域の方々のニーズに対して、真摯に公僕としての職責を果たすよう訓育をいたしておるところであります。

以上です。

○7番（恵崎良司君）

今、第四次の行財政改革プランに基づいて進行中ですが、その前の第三次新太良町行財政改革、これ13年3月にできておりますけれども、その中の7ページに、人材育成基本計画の策定というのが14年度に丸をつけてあります、これはするということですね、策定を実施。この計画は見たことないんですけれどもありますか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

先ほど町長が答弁の中でお答えいたしました人材育成基本方針が、この計画と思っております。

○7番（恵崎良司君）

文言にこだわるわけじゃないですけれども、人材育成基本計画でなっていますよ、計画の策定と。これこの前課長からいただいたのを、私ここに持っています、15年3月太良町人材育成基本方針。17年10月にできた新しい太良町人材育成基本方針と、方針と計画は私ちょっと違うんじゃないかと、方針はあくまでも基本的な方針で、計画をせんと方針だけでは実施できんわけでしょう。そこどうですか。

○町長（百武 豊君）

方針があって、計画があると思っております。

○7番（恵崎良司君）

基本計画の策定となっているんですよ、14年度に。だから、この計画はできていますかと。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

一応計画となっておりますけれども、この基本方針が計画として私たちはとらえて執務しております。

○7番（恵崎良司君）

全然ちょっと進まんということじゃなかですか、そしたら。この、先ほど言いました15年3月の太良町人材基本方針と、今度17年度改定されました17年10月の太良町人材基本方針、私じっくり読んでみたら、奇妙というか、おかしいというか、当然というか、全く中身は一言一句同じ文章なんです。そりゃあ、基本方針が180度変わるはずはないですよ、世の中が180度変わらん限り。こういうことで、本当に真剣に人材資質の向上とか、何とか今町長言われましたけれども、やる気があるのかという感じがするんですけれども、素朴に。どうですか。

○助役（木下慶猛君）

今御指摘のとおり、私たちの認識といたしましては、この方針イコール計画ということで、これに基づいて進めていくということで認識しております。

○7番（恵崎良司君）

先ほど言われていたような一義的な研修はそれなりにやっておられるとは思いますが、じゃあ、それ以上の人材育成は必要ないという認識ですか。

○助役（木下慶猛君）

先ほど町長が答弁したように、それぞれの研修をやっておりますので、それが人材育成だと考えております。今のところですね。

○7番（恵崎良司君）

それで十分ということですか。

○助役（木下慶猛君）

何をもって十分かということにはちょっとわかりませんが、十分じゃないと思いますけれども、そういうことで研さんをやっております。

○7番（恵崎良司君）

やっぱり行政というのは、基本的に役場の職員を採用される時点では確かに優秀な人だと思うんですね。でも、2年、3年、5年、10年と経過するにつれ、これだけだつて、先ほど言っていましたように、年功序列的に給料も上がるし、それなりの役職もつく、そういう環境なんですね、それは確かに。だから、それを全否定するわけじゃないんですけれども、そこでやっぱりある種逆説的に民間以上に意識改革といいますか、人材改革をせんと、最初の意欲に燃えた心意気からどんどんやっぱり、どんどんと言ったら失礼ですけども、それなりに自己研さんとか何とかもしておられるし、私そういうだめな職員が多いというわけじゃないんですけれども、やっぱり今以上に高い意識の職員をつくっていくということも大事じゃないかと思うんです。今度総務委員会で行ったところ、それから去年、矢祭町とか行ったところも最終的にはやっぱりこれは最大の組織は官民間わず、人に行き着くんじゃないかというような気がするものですから、どっちが先かわからんですね、いろんな究極の姿があって、だから当然意識も変わっているし、しかし、意識があったから、そういう理想的な形態の自治体もできるといふ、両方相まってでしょうけれども、だから、人材育成とそういう組織もひねらんと、口で言うだけではなかなかできんという意味で言っているわけです。その辺もう一遍質問いたします。

○助役（木下慶猛君）

研修に行かれた方の、例えば中央研修ですけども、これは教授がおりまして、本人が研修のレポートを書くわけですけども、これ読んでみますとやっぱり研修にやった価値はあるということを私認識しております。そしてまた、佐賀県の研修施設に行きまして、初任者が行ったのもこの間読んでいましたけど、ああ、あの職員はこういうことだということ自分でその研修所に来て、やっぱりそういうことで考えんとだめだと、もちろん、職員すべて町民の奉仕者でございますので、その認識はだれでも持っているわけですけども、改め

てそのレポートを見ても、ああということが私自身も感動を受けたのも何遍もありますので、やっぱりこの研修は続けていかなきゃならないということで、そういうことで資質の向上を図りたいということで、これもずっと続けていく予定でございますけれども、そういう認識はいたしております。

○7番（恵崎良司君）

まず一番簡単なことでは、例えば、先ほど言われました研修のほかに、例えば、県からなんかも講師派遣とかなんとかして、全部一緒というのはなかなかできんでしょうけれども、例えば、課長クラスとか係長クラスとか、この横断的なその課内の実務の仕事は当然でしょうけれども、特に意識改革とか、人材育成という点で、そういう研修はされていますか。

○助役（木下慶猛君）

以前は、接遇関係からずっとやっとなんかです。例えば、あいさつの仕方から電話のかけ方から、そういうことをずっとそれぞれ段を踏んでやっておったわけでございます。課内のことは多分、私も課におるときにはそれぞれ課内の研修はそれぞれやっておったものですから、今もやっておるかと思えますけれども、そういうことで、先ほど言ったように、最初やったのはやっぱりあいさつの仕方ですね、「ありがとうございました」という、こういう段階的に頭の下げ方もこうだということから、初歩からやった記憶もございまして、それから電話の応対もですね。ですから、職員については私はそういうことで全部をすべてがそういう認識はないと言われると語弊がありますけれども、すべての職員はそこまでは理解しとると思えます。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。質問を、恵崎君。

○7番（恵崎良司君）

今、意識改革と人材育成という点でしていただきたいと思いますけれども、今度の行財政改革プランの概要ですかね、チラシ。これにも、当然我々もですけど、職員の意識改革ということで大きく明記をしてあるわけです。行政運営に関するすべての職員が行財政改革をみずからの問題として取り組むと、前例にとらわれない柔軟な発想や創意工夫を行う、常に問題意識を持ち、積極的な自己啓発を行うという立派な文言が書いてありますので、やっぱりこういうことを実際、意識改革をするには何らかの刺激が必要と、もちろん自己啓発もされているとは思いますが、そういった意味で質問をしております。

一つおもしろい、象徴的な話がちょっとありましたので、これは外部刺激という点でちょっと聞いてみてください。

水槽の中に魚のカマスを一匹入れて、しばらくはえさを与えしておくそうです。空腹状態にさせて、それで水槽の中にガラス板の仕切りをつくって、半分向こう側にえさになる小魚を置いたそうです。すると、そのえさに食いつこうと、透明のガラス板にぶつかるわけですね、どンドン。しかし、何回もしているうちに結局行けんとなって、自分は痛い目に遭って、無気力症候群になってしまって、もう黙って、だんまりしてしまうと。そして、そのガラス板を取っ払ったら全然食いつこうとせんそうです、ひもじいんだけど。そういう経験が学習しているものですから、意欲がないわけですね。どうしたらえさを食べさせられるかということで大分方法を考えたけど、とうとうできなかつた。しかし、一つだけ方法があったそうです。どういうことだか、それは質問はしませんけれども、外部から元気のいい一匹のカマスを入れたら、そのカマスはそういう痛い目というんですか、そういうマイナスの学習はしていないわけですから、かぶつとかぶりついたそうですね。そいぎん、今まで無気力だったカマスもおいも食べらるつとじゃなかるうかにゃと思うて食いついたらうまかつたけんが、どンドンやって食べたということだそうです。

これは、皆さん方がそういう無気力とか何とかということじゃなくて、一つの象徴的な話として、やはりやっぱりそういう人間もある種同じで、外部からの意識と自己啓発、外部からの刺激というのは、組織かもしれんし、ある種強制的な組織が変わるとか。何回も繰り返しますけれども、なかなか行政というのは変化という概念から必然的にというか、本質的にそう毎日変わったことばかりできるわけじゃないですから、通常はデイリーワークとか、ルーティーンワークというんですか、そういうのがきちんと、もちろんこなされているとは思いますが、やっぱりより意識して少しでも改善というか、日々何かもうちょっといい方法とかなんとかないと、そうせんでもしかし実際職員の方は食っていけるけんですよ。その辺でやっぱり外部刺激というのは組織をたまには変えて、もし悪かったらまたもとに戻せばいいし、そういう強制的な面もあつたらなお一層いい刺激ができるかなということ聞いていたわけです。

なかなか、人間はだれでも一緒ですけれども、居心地がいいとその状態をやっぱり保ちたいわけですね、よそからいろんな何か組織のあれとかあつたら、抵抗感があると思います。それは職員さんたちから組織を変えるということは考えとしてはあっても、やっぱりやるのは町長とかトップがやってもらわんとでけんわけですから、それが完全じゃないわけです、当然やっても。また試行錯誤して、改善をしていけばよいと思いますので、もうほとんどここ20年近く大きな組織は変わっていないと思いますので、実際調べてもよその町村と人口比しても太良は多いと思います。だから、課長を減らさにかいとか、実際、課長職は減るかかわらんけれども、首にするとか、追放するとかそういう問題じゃないわけですね。そこ

で、やっぱりそれなりの方がそのまま課長で、課長補佐になる人も出るかわからんけれども、給料面はいっちょん変わらんとですから、やり方はいろいろあると思います。

次行きます。

協働による町づくりについてでありますけれども、大きく明記してありますけれども、具体的にはどのような計画か。今後どうされるつもりか、お尋ねいたします。

○町長（百武 豊君）

それでは、4点目の協働による町づくりについての質問にお答えをいたします。

協働による町づくりの推進のためには、まず協働の担い手であるNPO等に代表される市民社会組織と行政、双方の協働に対する認識と理解が必要と考えております。

佐賀県も県民協働指針を策定し、県民への啓蒙、啓発を推進され、県内各地で研修会などを開催されております。町においても、ことし7月たらふく広場のゆたたり館で「県民協働を考える集い in 太良」、これを開催し、県民協働の研修会を行っております。

ところで、議員御質問の具体的な協働への取り組みであります。協働事業としてまずは今年度しおさい館や火葬場の公共施設の運営に関しての指定管理者制度を導入いたし、協働事業への取り組みを行っております。公共施設の企画運営を行政と協働することによって、効率的でより質の高いサービスの提供を目指しております。

以上でございます。

○7番（恵崎良司君）

最近よくどこでも、この協働による町づくりということが言われております。本当、口当たりがよくて、いい言葉ですし、ぜひ実際進めていかにやいかんと思っておりますけれども、これまではよく住民参加とか住民参画ということが言われとったわけですがけれども、その辺とはどのような違いといいますか、あるわけですかね、新しい言葉が出たというのは。

○町長（百武 豊君）

答弁に値しているかどうかかわからんけれども、今のことについてはもちろんそのとおり今後もやっていきますけれども、やっぱり字は違うぎ、同じ「きょうどう」でも共に働くという「共働」、こっちも大事だろうと思っておりますから、合併もしていないから住民自体がやるぞという意欲を住民にも持っていて、まず自助をやると、それから、共に助け合う共助、さらには足らざるところは公助といった面で、両方の協働が太良町には今後、どこのまちにも言えることですが、そういったことでやっていかねばならないということですから、協働でやるということについては、どの文言をとっても反対する理由の一つもありませんから、これは推し進めていくと、これが職員の意識改革にもなるけど、住民の意識改革をやると、これはとりもなおさず太良町の発展につながると、このように思っております。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

私の方からちょっと若干、まずお答えしたいと思います。

県の方で、先ほど答弁にもありましたように、県民協働指針の中で使われているその参加と協働の区別ということで定義をされているのは、参加というのは個人が責任を持って組織の企画や活動に参加すること。協働というのは、組織同士、地縁組織とか支援組織とか、NPOとか、区長会とか婦人会とか、そういう組織と行政がそれぞれ特徴を生かしてともに働いていくということで解釈されております、事務的には。

○7番（恵崎良司君）

県の方では今協働化テストということで、ちょっと調べてみたら、進めているようですが、その辺の把握についてはどの程度把握されておりますでしょうか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

正直申し上げて、まだうちの場合は今回の7月の研修会を協働への第一歩と、おくれればせながらそういうふうなとらえ方をしておりますので、県内の状況というのは少なくとも太良町よりは取り組みというのは進んでいると思いますけれども、実際、協働する場合の手順の進め方等々については、まずやっぱり行政とある協働を担える団体との協働事業でありますので、その協働を担う行政側が協働とは何かと、協働とはどういうものかということの知らんことにはどがんもされんということで、この間の研修会を経て、まず総務課長の方にも一応先ほど来から職員研修とか何とか言われておりますけれども、実際、事務をする職員が協働というその理念に基づいた発想を持たなければ最初の一步も何もないということで、県の県民協働課の職員さんあたりにも講師等をお願いして、そういうその意識づけをするのが先ではなかろうかなと考えております。

○7番（恵崎良司君）

この前、11月2日に県民協働化テストと県民満足度ナンバーワン佐賀を目指してというのが武雄市文化会館に行きまして、私も機会があったもんですから行って、これは最初、織田県民協働課長さんから説明があって、その後協働化テストの意義ということについて、川島佐賀県最高情報統括監の何かスライドによる、パワーポイントによる説明があって、大変私刺激を受けたんですね。県と同じことは当然すぐにはできないと思いますけれども、ぜひこういう中身を見たら、これ紹介するのはもうやめますけれども、なぜこういうのを県が進めているかとか、そういうのから、要点を絞った説明が、ここに一つ資料はもらっておりますけれども、やはり、これはたまたま日本経済新聞の11月21日から上、中、下の3回のテーマに絞った、大きなテーマは市場化テストということだったんですけれども、自治体の取り組みということで、佐賀県の場合はそれと協働化テストということで、市場化テストは完全に官と民を仕分けして、どっちが効率的にやれるかということで競争みたいなことですが、県の場合は厳密な市場化テストよりも、この部分は民間に担ってもらおうとか、この分はそれでも一部県がするとか、そういうやわらかな意味でやっていくと。あと質問のときにも

私も直接この川島最高統括監にどのように市場化テストと違うのかということでもかなり長く話す時間があったんですけども、話を聞いておきますと、太良町みたいな今回単独でそういった小さな自治体は、やっぱりこういう協働化テスト、テストというのは何か試験をするみたいですけども、そういうことじゃなくて、今までの事業そのものを実際財政の問題もありますし、それから、分権化社会に向けての新しい担い手をどうつくっていくかというようなことで、これは今後の町づくりの一つの基本的な手法になるんじゃないかなというような感じがしましたので、その辺、ぜひこういう講習会とか何とか、これは佐賀県で何か所かあって、武雄の場合が最後だったんですけども、大変刺激を得ましたので、ぜひこういうのにも進んで取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひしときます。

終わります。

○議長（坂口久信君）

4番通告者竹下君、質問を許可します。

○9番（竹下武幸君）

議長の許可を得まして、太良町農産物のブランド化と台風13号の被害対策の2点についてお伺いいたします。

まず1点目に、太良町農産物のブランド化についてお伺いします。

私たちの太良町は美しい自然が残る動植物の宝庫である多良岳を頂点として、扇状形に丘陵が連なり、豊饒の海の有明海に達しています。いにしえよりゆたたりの里と言われているように、山・里・海より数多くの林産物、農産物、畜産物、海産物で私たちの生活に恩恵を与えています。

山林より昭和の時代は炭、竹材などを生産されてきました。また、シイタケも菌床シイタケが多くなってきましたが、ほだ木で香り高いよいシイタケが生産されていますが、やはり木材だと思います。太良の気候に適した杉、ヒノキを多良岳材としての特徴を図るため、手入れを行い育林されてきました。低迷する材価の現在、今後どのように多良岳材をブランド化して販売されていかれるのか、お伺いします。

農産物では、タマネギ、カボチャや広島の市場で好評のイチゴなど数々あるが、やはり太良町はミカンの産地であります。太良町で見つかった「大浦早生」を中心に、西南暖地を生かした極早生の産地として、太良ミカンは京浜市場でも好評を得ています。その後、「太幸早生」が見つかり、現在増殖中であり、町長をトップセールスとして販売促進を行っていますが、市場よりの要望も多く、現在生産量が少なく今後に期待するところですが、どのように進めていった方がよいのか、お伺いします。

畜産では、牛、豚、鶏、どれも太良町の畜産の主体をなすものであり、牛も繁殖牛、肉牛ともに優秀で、肉牛は佐賀牛の中心的な伊万里牛に匹敵する太良牛が生産されています。また、ブロイラー飼育も盛んで、県産ブロイラーの一角を担う産地です。太良町は昔より太良

豚として有名でしたので、現在、多頭飼育でのブランド化はできないのか、お伺いします。

海産物では、潜水業の町太良町としては、やはりタイラギ、それにアゲマキ。しかし、現在は残念ながら漁獲量はありません。日本一の佐賀ノリ、それに太良町の目玉商品の「竹崎カニ」があります。現在にぎわっているのが、カキ焼き街道で土・日曜日は大変繁盛しています。このカキ焼きに太良産の「竹崎カキ」が養殖され、その食味は他の追従を許さない最高のカキが生産されています。この竹崎カキを今後どのようにブランド化していった方がよいのか、お伺いします。

今後、町挙げて数々の太良町産物により一層の付加価値をつけるために、行政、組合、生産者が連携をとりながら、一流品としてのブランド化を図り、地位を築いていくためにどのような対応をしていかれるのか、お伺いいたします。

○町長（百武 豊君）

通告に従っての答弁をいたしますので、足らざるところはさらに質問をお願いしたいと思います。

竹下議員の1点目の太良町の農産物のブランド化についてお答えをいたします。

主に多良岳材、ミカン、豚、カキということでございますので、まず多良岳材からお答えをいたします。

太良町の森林面積は4,119ヘクタールで、全面積の55.5%を占めております。うち町有林は直営林が551ヘクタール、官行造林が183ヘクタール、分収造林が60ヘクタール、緑資源機構造林が215ヘクタール、県行造林が13ヘクタール、天然林が171ヘクタール、町有林の合計は1,193ヘクタールであります。町営、直営林の551ヘクタールの中で、41年生以上の主伐齢期に達した面積が242ヘクタールとなっております。長引く経済情勢等の悪化で需要が伸びず、木材の価格は低水準で推移をしている状況にあります。長年の手入れで立派に育った多良岳材を他の生産地よりもより有利な価格で販売するためには、関係機関、団体と連携を図りながら、多良岳材生産販売体制を整えることが重要と思います。今後どのような方法で販売していくのがいいのか、十分な協議をし、多良岳材の銘柄、公表に努めてまいります。

ミカンにつきましては、現在、佐賀県経済連の統一ブランド「さが美人」「あじ美人」これで販売されておりますので、過去には「ゆたたり」とか「タカヒメ」等もありましたけれども、今は使われておりません。また、太良町で生まれた新種の「太幸早生」については、育成から8年、本格出荷から3年を迎えております。この3年間は、高品質化の生産のために、単独補助事業とあわせて販売まで町、生産者団体が一体となって、さつき仰せられたように、議員も一緒になってこられました。市場等の販売店で販売、宣伝活動を実施しております。

豚につきましては、町内の飼育状況から申しますと、一つは経済連関係が1戸で母豚が30頭、2番目に畜産開拓農協関係が5戸で母豚が420頭、3番目に商社系が9戸で母豚が1,760

頭、合計で養豚農家等15戸で母豚が2,200頭であります。これらが飼育されており、肥育豚の常時の使用頭数は2万4,400トン、このように数えておりますし、県内トップであります。その販売は、豚枝肉取引規格で格付され、上位等級は経済連関係ではJAブランドとして、畜産開拓農協では開拓ブランドとして、商社系では主に日本ハムでありますけれども、独自ブランド名で精肉として販売され、下位等級は加工向けということであります。今後の養豚につきましては、豚舎等の衛生管理及びその周辺の環境に配慮しながら、優良豚の生産を推進していきたいと思っております。

カキにつきましては、平成13年から竹崎沖で養殖いかだによるカキの試験養殖が試みられ、平成16年度から本格的な出荷が始まりました。御存じのとおり、竹崎カキとして、一つは食味のよいグリコーゲンを多く含み、塩辛さが少ないと。2番目にはその大きさが一般のカキの2倍あるということです。むき身率は平均30%として一般のカキの2倍の育ち方でありませぬ。これらの特徴を持つ評判のよい産品でございます。反面、生産量につきましてはまだまだ十分とは言えません。漁業不振の中、養殖いかだへの助成により、有望な品目である竹崎カキの生産量確保に努めてまいります。

それから、販売面に関しては、カキ焼き用だけでなく、生食用の竹崎カキの販売を視野に滅菌機の導入も計画をいたしております。また、テレビ、情報誌等を積極的に活用いたし、より多くのお客様をと、これを獲得していきたいと考えております。

以上です。

○9番（竹下武幸君）

多良岳材のブランド化というようなことですが、まず木材の方から入りたいと思っておりますけど、普通、多良岳材、多良岳材と言っているわけですが、多良岳の山林でできた木材が多良岳材と解釈はできるんですけど、多良岳材の特徴としては6メートルの12センチ角で無節だという解釈を習っておりますけど、それでいいですかね。多良岳材の一応解釈としては、

○町長（百武 豊君）

トータル的に多良岳材と言っておりますけれども、多良岳を取り囲む嬉野にしても、鹿島にしても多良岳材というイメージがみんな寄ってたかって多良岳材のイメージアップをという協議がなされておりますから、多良岳材の中でも優秀なのは太良材だということを目途として、これからよそに負けない、嬉野にも鹿島にも負けない、ましてや長崎県の向こうの方についても負けない多良岳の中でもやっぱり太良材が唯一ナンバーワンだというイメージアップをやっていかなねばならないと思っておりますから、事実しかし、嬉野の森林組合よりも鹿島の森林組合よりも県下でも指折りの森林組合ということで、施業者の方が頑張っておりますので、そういったイメージアップのために行政を、これについては応援体制をとっていかないといけないと、こう思っております。

○9番（竹下武幸君）

今の6メートルの12センチ角だということで、その材の生産をするための林業の施業をずっとやってきてもらっておると思いますけど、習った範囲内ですけれども、直径5.5か6センチのところまで枝を打つんだという方向で、それをして18センチの末口で12センチの角の無節がとれるというふうなことですよね。

それで、今この町有林も結局40年から50年ぐらいが200ヘクタール余りちょっとあるわけですけど、その中で今まで多良岳材として売る場合に、間伐をして売るのが主体で来ていると思うわけですよ。それで、この販売方法をする場合に、果たしてそれだけでいいのかという考えは私があります。まず、太良の森林組合が熊本の市場に出している、その場合にやっぱりブランド化していくためには、基本として継続してやっぱり出荷をしてもらわんと名は上がらなだろうと、今のやっぱり価格の低迷の中でどうするかという中で、果たして施業の中できれいに明確化されて間伐を、択伐なり何なりやっぱり利用間伐をするというのが、そういうことで計画立てんと、行き当たりばったりの間伐では常時、例えば、月に4トン車1車出荷するというような計画立てた場合でもそれは進まないと思うんですよ。それで、その辺の考え方はどうですか。

○町長（百武 豊君）

私の思いを申しますと、熊本の市場ではかつて10年ぐらい前に視察をさせてもらいました。その中で多良岳材はよい評価を受けているということで、いろいろ値段のこと等について申し上げましたけれども、やはり市場としてみれば、いつでも常時多良岳材が入ってくるよという状態が市場としては一番妥当な線だと思います。ただし、今も申されたように、40年以上の山についても特例間伐というのが制度が国によって設けられまして、これについても助成措置があるということから、やはりこれを利用して間伐をしない手はないと、こう思っておりますけれども、やはり、しかし、それを皆伐するのか、あるいは長伐期として残すのか、そこあたりはやっぱり森林組合の技術面のこともありますからやらないかんけれども、皆伐して今緑資源が災害も受けたし、それから、ほかにも全体5町か幾らか全部皆伐をしたいというような話もあっていますが、市場を調べてみますと、本当に昨年かおととしか1本100円なんていう話もありましたけれども、それを今上回って、これは皆伐していいよというような状態にはないわけですよ。だから、長伐期のやつを残すとか、緑資源は全部皆伐をしたいということを言われていますから、値段は本当に安いということですけど、町有林については皆伐というのはいかがなものか、研究の段階が必要だろうと思いますから、そういったことも加味しながら、森林組合の考え方も聞きながら、施業者の考えも聞きながら、どうすれば太良町にとっていいのかと、あるいは水源涵養の問題とか、災害の問題等もにらみあわせて、場所の指定もやりながら、トータル的に考えていかざるを得ないであろうと。

ただ、今出すのは冒頭申しましたように、なかなか安いというのは事実ですから、安いながらも、さっきおっしゃった多良岳材については予想よりも高いということは事実あります

から、その辺のにらみ合わせもやっぱり素人という我々が森林組合に管理しているのに命令するというのはいかなものかなと、向こうの意見も聞きながら出した方がいいのかなと、こんな思いもあります。

それから、間伐となりますと、間伐はもちろん特例間伐もありますけど、まだ若い二、三十年のやつも間伐をせざるどころはせないかんけれども、そういうところは適宜間伐もやって、やはり風通しのいい、日当たりのいい、そのような草木も、低植物もおわるというような管理状態に置けるのが一番ベターであろうと、私は素人ながら考えておるのは事実でございます。

○9番（竹下武幸君）

今まで利用間伐をしてなかわけですよ、実績として全然上がっていない。やっぱり山林特別会計の予算を見ても、決算書を見ても、16年はちょっと特殊な関係で10,000千円ですけど、あとはやっぱり計画的な継続事業じゃないような気がするわけですよ。それでやっぱり長伐期に持っていくとしても、今までのその多良岳材の育林施業の中で、全部そういうわけにはいかんだろうと、やっぱり土質もあるし、気候もあるわけですから、今の材価の中でやっぱり主伐はしなくて利用間伐ぐらいでもよかですけど、場所によってはやっぱり森林組合なりとの話し合いの中でしていく必要があるんじゃないかという考えも持っておりますけど、どうですか。

○町長（百武 豊君）

議員のおっしゃることはそれもそうかと思えますけど、やっぱりあなたの話と森林組合等々の話と突き合わせてみて、どれが本当の答えなのかということは判断をしていかざるを得ないと思えますけれども、やっぱりすべてを皆伐ということはまずいかなものかということがありますし、山林運営委員会もこの間開きましたけれども、その中でも10年計画で4から5ヘクタールを主伐してはという意見が出たのも事実でございますから、やっぱりこの委員会の方々の、山のプロの方々のお話も聞きながら、やっぱり森林組合とも協調をしながら、山は太良のために水源涵養、災害防止、いろんな意味から考えていくべきだと思います。

この間、ある審議官の言葉を本で見ましたら、広葉樹林は必ずしもだめだと、意外なことを書いてあったのを見ましたから、これはもっともっと研究すべきだと思いますけれども、やっぱり災害があるときには広葉樹林で根の張ったやつがいいんだなと思えますけれども、広葉樹林必ずしもいいことじゃないということがありまして、意外な文言だったなということもちょっとかいま見ましたので、これからはまだまだ運営委員さんとか森林組合の方々ともそういった会合の場を持って、いかにあるべきかということは目指していかねばならないと。幸い55.5%が山であるという、これはもう非常に助かることですから、この山をうまく利用して、うまく太良町のためにならねばならないということでは皆さん一緒であろうと思えますから、よく研究をしながら進めていきたいと思えます。

ただ一番誇りと思うのは、さっきも言いましたように、多良岳材、太良のはよそにもましていい材であるということは利点があると思いますから、それに加えてより今からも多良岳材が一番だというものを、よその追随は許さんような材をつくってもらうように努力をしていかねばならないであろうと、こんな思いでいっぱいでございます。

○9番（竹下武幸君）

確かに、広葉樹林が絶対的なものじゃないと思います。今の人工林でも層林化して手入れをしていったら立派な水源涵養にもなるし、災害防止にもなると思っております。ただやっぱり継続して幾らかでもいいから、市場には出荷するような体制をとってもらって、しかるべき時期には多良岳材じゃと言われるような、ずっと継続した体制がとれないかなと思って一応質問をしております。

次に、「太幸早生」に限ったことではありませんけど、今の品種で農協、果協それぞれの組合の取り組みもあると思いますけど、I型が今「いさお早生」に変わったりする中で、やっぱりその後「大浦早生」「太幸早生」、あとまた普通の早生から中生、温州、晩柑と太良町の特徴を生かして品種を選んで更新もしていく時期にも来ているしという中で、「太幸早生」については苗木の補助をそういうことでやってきてもらっております。ただ、やっぱりなかなか「太幸早生」というのが浮皮だけやなくて、いろいろある関係から「大浦早生」のように、農家にとって栽培しやすいということやないわけですね。確かに、果実としては一緒に高島屋で売っても自信持って売られるような品物で、味もいいというようなことで売ってきておりますけど、いかんせん太幸のその特徴を生かした生産量が少ないという中で、今からまだふやしていかなばらんということだと思います。ただ、いつか町長に申し上げましたように、太良町の太幸のロットもふやさんばいかんですけど、やっぱり全体的に时期的違う面もありますので、県内いっぱい、最初はみどり農協の中で苗木の配布をしてくださいというお願いをちょっと私個人でした覚えがありますが、その辺の太幸のロットの問題でどういう今お考えを持っておられるのか、お尋ねします。

○町長（百武 豊君）

議員おっしゃるように、「太幸」は太良の地形では合うところと、合わないところがあるという話も聞いておりますので、オール「太幸」ということは幾ら市場の方から要請があっても、ならぬものはならないと。しかし、「太幸」はもうよそにも出ておりますし、佐賀みどり管内にはまた出してもいいと、佐賀のミカンのイメージアップの意味からも。しかし、鹿島でつくられておったところの「いさお」というのも非常に商品的にいいと、太良でも大分つくっていらっしゃるといことだから、殊「太幸」に限らず「いさお」も含めてもっといいのがあれば、継続的に間が切れることなく出せるということが市場にとっても孝行になると。それで、市場もこういったいいものが継続的に出てくるぞということは市場の戦力にもなると思いますから、おっしゃったように、「太幸」オンリーじゃなくて「いさお」とか

優秀ないいのがあれば、そういったものを含めて太良町のミカンのイメージアップを図るべきだと。ただし、生産者が嫌だとおっしゃるのはやっぱりされないと。嫌だとおっしゃってもこれはいいというのが市場向けに非常にいいようであれば、大衆志向として育てていかねばならないと、こんな思いであります。

○9番（竹下武幸君）

これはちょっとミカンのことではないかもわかりませんが、今ミカンの荒廃園が大分進んでいる中で、ブランド化ができるかは別としても、組合なり、普及所なりがいろいろの野菜関係を模索しているという話があります。その辺の話を課長より聞かせてもらったらなと思っておりますけど。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

ミカンにかわって野菜の振興も考えてはどうかというような御質問だったかと思えますけれども、ミカン園がただいま大分労働力不足とか、高齢化で荒廃が少し進んでおりますので、そういう荒れ地の解消にもなるかと思えますので、先ほど出ました普及センター、あるいはJAの技術員さんとともに、新しい野菜等の新品種の、太良ではまだ余り取り組んでいないような野菜等の栽培の試験といたしますか、モデル圃場のような形で、ただいまことしについても里芋とか、あるいはナス関係とかを若干取り組んだところでございます。今後は、幸い太良町におきましてはスプリンクラー施設もありますので、野菜等には水も要りますので、その辺活用できればと考えるところでございます。

○9番（竹下武幸君）

今やっぱりミカンも改植のある意味では時期が来ているし、台風被害もあっておりますので、その辺も含めてつなぎとしてでも何か取り組む作物があったらいいなという思いをしておりますので、一応お聞きしたわけです。やっぱりミカンの専門をしたらなかなか余力がない関係で、やっぱり葉菜類というか、葉っぱの野菜がなかなか難しいとですよ。それで、根菜類関係、昔のようにカンショとか、里芋とかそういう関係があったら、バレイショとか、少しは取り組みがしやすいかなとは思っております。

今カンショの話がちょっと出たんですけど、昔は豚は各個人の家でずっと何頭がずつ飼よかったわけですよ。そのころは太良豚として有名だったわけですけど、今は多頭飼育の中で出荷先もある意味では個人で開拓してやっておられると、その中でやっぱり各多頭飼育の方はやっぱり自分のブランドで売っておられるわけですよ。それで、その辺が最終的には統一ブランドというのはできないかもわかりませんが、何かそこに太良何とかというようなネーミングを入れてもらいたいなということです、大体。

町長も御存じのように、福岡の大木町から池上さんという方が豚飼いに太良に来ておられるわけですけど、この方が「たら名水豚」というような名前でお出されておられます。やっぱ

り商社の方も日ハム関係に、私も余りようわからんとですけど、永瀬さんたちもそういう系統に出しておられるんじゃないかと思っておりますけど、やっぱりちょっと聞くとところによると飼料が問題というか、おのおのいろいろ飼育する場合に研究しておられるという中で、やっぱり昔のカンショがよかったのかなと思っておりますけど、ただ、今、多頭飼育の中でカンショをそれだけつくってできるのかなということもあるとですよ。ですけど、その辺がどうなるかわかりませんが、ちょうど呼びかけてどうではできませんけど、何か太良何てろというような、何々豚とかいうことができないかなと思っておりますけど、その辺はどうですか。

○町長（百武 豊君）

休耕田については、いろんな再生策はあると思いますよ。今おっしゃったように、豚に芋をつくってとおっしゃいますけれども、昔は豚用にはコウケイヨウとかありましたけれども、今市場等を見ても、意外にいいのはベニサツマ、価格が高く推移しているのをどこのやつについてもいいなど、だから、やる気があればあんなのつくっても意外な値段がしておるんですよ。こういったものでも芋は栽培については畝を借りてつるを挿せば、あとは余り手は入れんでもいいと、除草をするか、しないか。手っ取り早いのはあれかなと、たった1個で100円する芋もありますし、それ以上もありますし、食用にもいいのがあるから、あるいはもっともっと大きな廃園等々が出ると、いつかは議員さん方が出てあったように、焼酎芋をつくって焼酎工場を呼んだらってありますけれども、今のところはまとまり方が統一されていない農協なんかは唱えて、そういうことをはやらせればいいでしょうけれども、いろんなやつをやったらいいと、もちろん地鶏を飼って廃園に飼うとか、あるいは豚をまた別にそういったところで飼うとか、いろんなやり方があると、このように思っておりますけれども、やっぱり廃園をそのままじゃなくて、何かに利用できるような、さっきも言いましたけれども、放牧、1頭か2頭ぐらいの放牧には何かできないとか、有効に生かすことがいわゆる解決につながると、この辺についてはそれぞれ思いもありませんから、これだということはありませんので、やっぱりまずは生産体系の農協あたりが知恵を出して、これで行きたいんだということを我々にも教えていただけるような、そういう体制をつくってほしいなと思うわけです。素人がああでもない、こうでもないとあやふやな知識で、これをしなさいと農協に命令するわけにはいかないの、一番タッチしておられる農協の系統の方々が、これがもう今までの経験上いいとかというようなことが、確たるものがあれば応援体制をとらねばならないと、こう思っております。

○9番（竹下武幸君）

この間、テレビで太良町の名物といいますか、竹崎カニの中で、田嶋畜産のハム工場のハムがドイツの食肉加工のコンクールで金、銀、銅合わせて18個ももらったといううれしいニュースが入ってきておりますので、それもどういう形で太良豚を使ってあるのか、ないのか、

私もわかりませんが、使ってあったら太良豚を使っていますというような、一言欲しいなという思いをしておるところでございまして、とにかく、以前も山崎ハムさんが東京あたりでも結構いいハムを出しておられるという話も聞いておりますので、太良の産物としてはそういうことでもやっぱり有名になるといいですか、いいことだと思っております。それで、ぜひ、今大きな畜産豚の養豚業の方がおられますので、その辺も含めてひとつお願いできる場所があれば、太良何とかというネーミングが欲しいなという思いをしております。

それでは、太良は竹崎カニが目玉商品、旅館業、飲食業ずっとあるわけですけど、それに参入してきたのが竹崎カキだと。昨年、経済でも銘柄の産地の鳥羽のカキを町長一緒だったんですけど、食いに行こうというのか、研修に行ったわけですけど、これはもう比較にならないくらい、こんな言い方はいいのかわかりませんが、竹崎カキが優秀だと、おいしかったというような中で、一番はやっぱり町長答弁にもあったように、今からは食の安心・安全の中で浄化槽の設置、これを打ち出して、やっぱり向こうは18時間か、海水に、紫外線の海水に、滅菌の中で一応漬けてから生カキ用は出すというようなことで、絶対安心だというシステムをとっておられました。それで、その辺の太良町の取り組みといいますか、19年度までですかね、一応いかだの養殖関係で事業としては、その後の、その辺の感覚がどうなのか、よろしく申し上げます。

○町長（百武 豊君）

カキについては、やはりタイラギにとってかわることはできないかもわからんけど、金額的には。やはり、起死回生の策として、これも太良町のグルメの一つとして育てていきたい。今、鳥羽の話がされましたけれども、私も勧められて鳥羽のカキをあけて食べましたね。あけた途端にボリュームがない、うちのカキより、ああやっぱりだめだな、うちのカキに比べると思ったのは、もう直感したわけですから、やっぱり太良はやればできると、ボリュームがまずあるということはもう自信を持っておりますから、これは勧めていきたいと思えますけれども、やっぱり生食で出せるように、貝消毒の機械を県が来年はこれを何とか手はずしてくれる予定になっておるようだけれども、早い方がいいと、前倒しでことしでけんかと、その機械は払わんで、来年払うけんて言うて、業者に頼んでことし引き取られんとかって私漁協に言っているんですよ。そうでなければ、町で別に1台買うてもいいぞと、幾らするか知らんけどといったことを申しております。そうしないと、漁民も生食で出せないとする気がわいてこないだろうと思ったりしておりますから、やっぱりカキはいろいろあるけど、太良町は唯一うちのが一番だというようなこともやはりPRをしていかねばならない。

それからもう一つは、生食ができますと、観光関係にも行ったことありますけれども、カキ焼き街道に皆さんもう陸続として来てもらっているけれども、泊まらんで帰る人が多いから、もしも泊まる人が10人でも30人でもおったら、ホテルに泊まった人については1袋1千円、これは無料で食べさせますよぐらいの知恵を出したらどうですかと言ったこともあるけ

れども、やっぱり何の兼ね合いかまだできていないけれども、そしたら泊まってもらうと1千円どころじゃないと思いますから、そういったところが家族ぐるみで来てもらえばいいのになと思ったりしております。

実は、去年は台風の後にかきが余りとれ過ぎて漁協では対応ができなかったと、一元集荷一元販売が。そういうことがあって、後ではもう自分たち処分してくれということがあったから、こういうことが時々するんじゃないということがあって、そうになると、もう現在よそのかきもうちに来ておりますから、うちのかきがそうになると、よその温泉地、例えば、武雄とか嬉野方面に流れていくと、向こうでかきを出されたら私は太良はもう影響を受ける、これを心配しておりますから、先陣切って太良町で何かイメージのあるやつをやってもらいたいなという思いもありますから、これはよそがやって、うちがやっていないということになると、もうおかしなくあいになっていきますから、かき焼き街道はよそにはできないかもしれないけれども、やっぱりあらゆる手で客をふやそうと、それぞれのまちでやっていますから、うちもいち早くそういったものに対応して行きよらんと、手おくれになっちゃいかんなどという心配はいたしております。

○9番（竹下武幸君）

かき焼き街道はこれだけ今繁盛しておるわけですよ。これはもう20年ぐらい前に伊福の竹下敏雄さんが最初始められて、これがずっと好評で、これだけもう街道のようにつながるようになったわけですけど、本当これは画期的な食べさせ方だったのかなという、昔は焼くとも自分のうちではしよったですけど、こういうふうにならるとは私たちも思っておらない中で、これはまたあがんとですけど、太良でかきの祭り、かきフェアをできないかと。これは唐津ですけど、唐津玄海の食プロジェクトというようなことで、12月3日の佐賀新聞ですけど、県とか唐津市、玄海町が支援して食べ比べをしたと。肥前町と鎮西町産、広島県産、残念ながら太良町んと入っとらんとですよ。太良町んとはぜひここに入れてもろうて、味比べしてもらいたかったなということを書いて、ちょっと新聞見たんですけど、こういう何か企画ができないですかね。何か食べ比べじゃなくてもいいですから、かき祭りというようなことで。

○町長（百武 豊君）

それは唐津にしても、長崎の九十九島にしても、あるいは福岡にしても、至るところでかき焼き大会をやって、かき食い大会をやっておりますから、太良でもやっぱりそういうものには取り組んでいいと思いますよ。かき焼き街道ができたのは、これこそ民活で我々が指導した覚えもないけん、民活でみずからたちがみんなやっていたら、これは大いに、これだけの人がおいでになるのは感謝しております。かき焼き屋さんの街道さんたちのすばらしい成果と思っておりますから、評価をしたいと思っておりますから、太良町のかきがどここの大会に入っていなかったというのは、言いかえれば、これは姑息な考え方かもわか

らんけど、太良町のカキを入れると太良町の評価ばかり上がって、うちんとはだめだということになりかねないという思惑があるのか、その辺わからないけれども、逆にだから、太良町が始めて太良のカキがこれだ、唐津のとはこれだと食べ比べをやってみた場合に、やっぱり太良町はいい面もあるかもわからんけれども、ある意味ではよその産地が敵がい心をどんどんわかすに違いないと、わかしても太良町にはのさんかもわからんけれども、そういった仕掛けも場合によっては、皆さんの思いが上がりれば必要ではなかろうかとも思いますけど、とにかく太良町にどんどん来てもらうことが先決ですから、そういうこともやっぱり業者さんとか、あるいは漁協とか企画等々で何か模索できればいいなとは思っております。

○9番（竹下武幸君）

昨年カキが豊漁だったという中で、漁協対応ができなかった関係か知りませんが、12月8日が漁協が解禁じゃないですけど、集荷しておる初日だという中で、たちふく館ではもうその前から竹崎カキが出とったわけですね。それはもう組合対応がどうなのか私もわかりませんが、やっぱり12月8日と決められて、それならそれで、やっぱりあそこに12月8日竹崎カキを出しますよというような何か組合としても、これは行政に言うんじゃないで、組合として何かアピールをするごたる看板なんて上げてやってもらいたかったなということも思っておりますけど、もう組合から出荷があっているのか私もわかりませんが、個人で出しておられる方は知っていますけど。その辺がもう少し組合も、これだけ補助金をやってという言い方悪いですけど、しっかり取り組んでやっぱりこれの実績を上げて、組合の中である程度の対応をしてもらいたいと思っております。

それから、ちょっとこれまたくらくと話違うとですけど、竹崎カニとかカキとか商標登録をする気はどがんですか。その必要なかでしょうかね。その辺は考えんかったことあつですか。商標登録です。これは特になかですよ、考えてなかったならなかったでよかですけど、私のちょっとこれは。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

県の方でも県産品のブランド化ということで、いろいろな支援事業とかありますけれども、その中で、非公式にはうちの方に竹崎カニとか、特に今県の方で重点的に観光振興ということでPRされているのは、もう既に見られたかどうか知りませんが、有明海沿岸では竹崎カニの赤を中心にしたポスター、玄海の方では呼子のイカということで白をベースにしたポスターをつくられて、強力に観光振興ということでアピールされておりますけれども、そういうふうな中で、竹崎カニについてのブランド化ということで、一応お話は来てあつたんですけども、基本的に私どもまだ勉強不十分かどうかわかりませんが、ブランドということで、どこで例えば、どの段階で竹崎カニということで認証するのかどうかというのがちょっと我々にも判断つきませんで、いろいろ去年、おととしあたりには産地偽造というふ

うな問題も出ておりますし、そういうふうな詳しい詳細についてもちょっと判断のつきようがなかったもんですから、直接県の方もカニを取り扱っている漁協とか、あるいは旅館あたりにも出向いて検討はされたと。結果についてはちょっと私の方にはなかったもんですから、そういうことで今の段階はその話はあるという段階で、なかなか結論までは行っていないのではないかなとは考えております。

○町長（百武 豊君）

今、竹崎カニとか竹崎カキとかの名前について登録をして、よその人はつけられんという制度は、それはもう非常にいいと思います。そんなことをだれか企画課長と思ったら違うたようですね。だれかが私に提案したことがありますけれども、実は前も申しあげました島原線の諫早駅でカニが売ってありましたら、どんなカニだと、へんてこなカニですよ。そして、「これはどこのカニですか」と言うたら、「竹崎カニですよ」と僕に言うんですよ。雨ふいがねのごたつとですよ、余り見てもようなかと、「あんた何ば言いよんね、おれは竹崎からよ」と言うたぎんた、彼がいわく「竹崎カニとせんぎんた売れんとですよ」って。これは失礼じゃないかと、どこのカニかと言ったら大村湾のカニと言いましたよ。

それからもう一つは、皆さんも通られてわかるけれども、長田の駅のホームの角のところに竹崎カニ販売してありますね。あれ寄ったことないけど、本当に竹崎カニであるのか、勝手にああいうところで竹崎カニと売られんような制度をやはり竹崎カキの登録といいますか、そういうのはやったのがいいと思っていますから、これは企画課長もっと勉強してほしいと思います、カキにしてもね。登録制度を設けて、よそで竹崎カキじゃなかとば竹崎カキで売ってみたり、あるいは同じカキであっても竹崎カキとして売れないとかいう制度があるかもわからんから、その辺は研究してほしいと思います。

○9番（竹下武幸君）

せっかくの竹崎カキですから、食中毒の起きないようにやっぱり今後はそこに重点を置いて、増産体制をしてもらいたいと思っております。

それでは、2点目の台風の被害対策についてお伺いします。

去る9月17日の13号台風は瞬間最大風速が太良町でも47.1メートルを記録する大型台風であった。通過コースも長崎県上陸となり、そのために太良町全地域にわたり被害が出ていますが、特に主幹産業の農林、漁業にとっては施設、農産物などに多大な損害を与えました。特に、満潮時と重なり雨も降らず、収穫間近のミカンを初め、農作物に潮風害が発生しました。平成3年の17号台風時以上の塩害を受けています。各方面の要望、努力により、激甚地災害の指定を受けていますが、国、県、町の支援対応はどのようにしていられるのか、お伺いします。

○町長（百武 豊君）

2点目の台風13号の被害対策についてお答えをいたします。

台風13号による農作物の被害対策は、木下議員の災害復旧の御質問で答弁いたしております。また、あすの吉田議員への台風災害に対する支援策の答弁と重複いたしますので、ここでは国の激甚地指定関係について御報告をいたします。

平成18年9月の台風13号による佐賀県全体での農作物等被害総額は151億円。

1、太良町農作物等の被害総額も91,180千円と多大な被害を受けました。太良町議会は平成18年10月23日に臨時議会を開催され、激甚災害の早期指定への意見書も採択され、衆議院議長ほか関係大臣へ提出されました。私は私で県選出の国会議員への太良町の被害の状況を説明いたし、激甚災害指定の要望を岩永代議士とともに松岡大臣にも会い、本省にもそれぞれ説明をいたしたところであります。

説明した内容については、稲作等々について佐賀県は一番被害を受けているけれども、ミカンについてはうちがミカンの産地だから、ミカンが根こそぎ倒れて、細根ももちろん切れてると、だからミカンの被害についてはこれからまだまだ冬場にも入るし、3月ごろまでは被害が増大するであろうと、ミカン対策についても何かできないのかなということも要請を申し上げておりましたけれども、だから、最終的には県の方で激甚になりましたけれども、うちが何か対策を考えると激甚ゆえに幾らかは得するところがあると、このように思っております。仮に、これから先、あるいは年度超してでもミカン等に被害があるとすれば、町独自で皆さんにお諮りをして、苗の植えつけとか等々、それについてもやはり最初から申していますように、「太幸」であるとか、あるいは「いさお」であると、これならいけるというのがあれば、町単独でも皆さんとお諮りしてやっていくのが30年からの基幹産業としてやっている太良町の行くべき道だと、これは私的には考えておりますが、そういうときはお願いしたいと思います。激甚災害は、平成18年9月15日から同20日までの間の暴風及び豪雨による災害は、平成18年11月10日に、これについては閣議決定をなされ、平成18年11月5日に公布されたところであります。

以上でございます。

○9番（竹下武幸君）

これは激甚地の指定を受けたというようなことですが、せんだって国会議員さんたちとの会食の中で、1年じゃなくて2年にしてくださいと、2年がかりでしてください。ある人は3年という話で、私たちの議員の陳情書も5年ぐらいはやっぱり復旧にかかるんだという言い方をしてくれておりますけど、木下議員の質問の中での答弁でもありましたように、結局19年の3月31日までに事業は終わらなさいということですよ。これは本当に激甚地指定という名はあっても実は何もなかわけです、はっきり言って。もうこれできるはずのなかごたっこの決め方なんですよ。それで、もう台風災害についてはもうあした吉田議員の方からしっかり聞いてもらおうと思っておりますけど、私たちの要望は、町の方は何とか予算の中で考えてもらうけど、国というのは末端の現場は全くわからんのかなという、私たちは言うばか

い、国はせんばかといって、名はほんに格好よかですけどね、こういうことでは本当現場は困りますというようなことだけ申し上げて、質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

暫時休憩いたします。

午後 2 時 9 分 休憩

午後 2 時 24 分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

5 番通告者田口君、質問を許可します。

○10番（田口 靖君）

議長の許可を得ましたので、通告に従って有機の里づくりにどのように取り組むのかについて質問をいたします。

有機農業推進法が今国会に提案され、成立の公算であるとの報道が日本農業新聞等でなされております。佐賀県内では有数の畜産団地である太良町では、高温多雨という温暖化の悪影響で畜産公害を最小限に食い止めようと懸命の努力がなされているにもかかわらず、深刻な問題を抱えております。

そこで、町当局が行政指導として具体的にどう取り組まれるのか、次の3点に絞って質問いたします。

まず第1点は、家畜のふん尿処理についてでございますけれども、これについては畜産公害を防ぐことをねらいとして、厳しい法の規制が一昨年11月をめどに実施され、畜産農家は大変な努力をされております。しかし、現実には困難な状況に置かれているようです。高田農林水産課長には就任後、日も浅いけれども、特に酪農家や養豚農家など畜産公害対策が大変に難しい現場を確かめて、畜産農家の苦しみを把握されていると思いますので、調査の上立った指導方策をお聞かせください。

次に、第2点目はミカン園等への和牛放牧は、和牛改良組合の組合長、堀勝郎氏が率先して実践、これは5年間経過いたしておりますけれども、牛尾呂の上滝氏と2人が実施され、県畜産課でも注目しております。県の助成措置と呼応して荒廃園の解消と家畜ふん尿の有機堆肥化という一石二鳥の推進に、一部助成と事業推進を環境条件の適した荒廃地等について積極的に行政指導する考えはないか。

最後に、3点目は、食育と環境教育の体験学習については、多良小学校のPTA活動が全国表彰という佐賀県PTA連合会の歴史始まって以来という荣誉に輝いたという報告がっておりますが、ほかの3校も環境教育と体験学習については研究指定校としていずれ劣らぬ立派な成果をおさめておられます。この際、学校給食の残滓などを活用した土づくりを体験

学習の場として取り組み、子供たちが愛育した野菜を学校給食に使い、かつ地産地消運動の原点として取り組んでどうか、以上3点について質問いたします。よろしく申し上げます。

○町長（百武 豊君）

田口議員の有機の里づくりについての1番目、ふん尿処理の現地調査の上に立った指導方策についてお答えをいたします。

家畜排出物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が、平成16年11月1日に完全施行される前の法対象農家については、畜産環境整備機構の2分の1のリース事業並びに県単事業の堆肥舎及び浄化槽の設置、それから町単独の原材料支給で堆肥場を整備しておりまして、未整備農家は現在はありません。

法対象農家につきましては、年2回立入検査を家畜保健所並びに畜産試験場の専門技師同伴で実施しております。検査項目には管理の状態だけでなく、浄化槽については環境項目の測定を実施、分析後、本人に通知をされております。また、家畜衛生法に基づいて衛生巡回並びに浄化槽の巡回検査を実施いたし、畜産公害の発生を未然に防ぐため、県、町、生産者団体が協力して指導をいたしております。苦情等があった場合は家畜保健所職員等、発生農家に緊急立入検査を実施し、法律に沿って対処をいたしております。

次に、2番目のミカン荒廃園等への和牛放牧は、今里、牛尾呂で現在実施され、県畜産課でも先進事例として注目しているという県の助成措置と呼応し、荒廃地解消とふん尿の有機肥料化を推進してはどうかについてお答えします。

和牛の放牧については、大浦地区では2名が実施をしております。平成18年度の藤津農業指導者連絡協議会でプロジェクト事業として新たに試験放牧を県の協力を得て実施しているところであります。今年度は推進体制の整備とモデル農家育成を課題として取り組んでおりますので、今後の計画といたしまして、農協、農業委員会、町、普及センター合同で実働チームをつくり実施する予定であります。

具体的には、点在する荒廃園を農業委員会であっせんしてもらい、県単事業、これは県が3分の1、町が10分の1でありますけれども、これらを活用して電気牧さく、給餌施設等を整備して1ヘクタール2頭を目指し、簡易放牧する計画であります。草を食べ尽くしたら次の放牧地へと転牧するといった形式ですので、団地は必要ございません。放牧する牛は配合飼料が必要でない妊娠鑑定後の牛でありますので、管理が容易であり、低コストであります。また、食べ尽くした荒廃地は作物の作付が十分可能となりますので、再利用の可能性が高くなります。転牧の場合は関係法令に違反することはありませんので、ミカン荒廃園解消には有効な手段であると言えます。有機物投入については、タマネギ、アスパラ、ミカンを中心に既に利用をされている農家がふえてきております。特に、エコファーマーについては、果樹を中心に392戸、果樹で特別栽培農家が5戸、ミカンで有機JASの認証が1戸となっております。これらの農家には有機物の利用と化学肥料の削減及び減農薬がそれぞれ定められ

ております。

堆肥の使用量はかなり増加しております。また、昨年から堆肥の製造業の登録と譲渡する場合は成分の検査結果表示と堆肥販売量の届け出が義務化されておりますので、畜産農家も堆肥として利用してもらうためには、関係機関の指導を受けて良質な堆肥製造に努力をされておるところであります。

次に、3番目については教育長から答弁をいたさせます。

以上です。

○教育長（陣内碩泰君）

田口議員の1点目の3番目、学校給食の残滓等を活用した有機肥料づくり等、体験学習をさらに進め、給食に活用するとともに、地産地消運動の一つとして取り組んではどうかとの質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、平成17年6月10日に食育基本法が成立し7月15日から実施をされました。この法律の目的は、国民が生涯にわたって健全な身心を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することにあります。

食育は、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を修得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる目的ですので、学校教科では生活科、家庭科、総合的な学習の時間におきまして農業、漁業等の環境体験学習に取り組んでいるところですが、食育の重要性にかんがみ、今後一層の体験学習の充実を図りたいと思っております。

過去を顧みますと、数十年前は学校実習田がありました。また、学校で家畜を飼育して農業当番体制のもと、管理方法を修得させたり、あるいは学校林で下刈り等の林業体験もありました。家庭では親が家の手伝いをさせ、道具等の使い方や牛の堆肥づくりなどを教えておりましたので、必然と対応ができていたようですが、生活環境の変化に伴い、家庭での体験活動が薄くなっているのは確かです。現在、クリーンセンターでは給食センターから出る残滓等1日平均約10キログラムを試験的に1次処理の堆肥化を進めていただいておりますので、今後、地理的、時間的内容等条件が整いましたら大いに取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○10番（田口 靖君）

それでは、まず質問の第1点について御質問いたしますけれども、確かに先ほど町長から報告がありましたように、県とタイアップしながら、法に触れないようにということで最善の注意をされ、また、家畜保健所等での現地の立入検査等もあっていると、そのとおりでございますけれども、当初、私が申しましたように、そういう努力をされながら高温多雨という厳しい中で現実にはどうなのか、農林水産課長にお尋ねしますけれども、今の町がとって

きた努力は当然認めます。ただ、畜産農家が抱えておる現状を実際に考えられたときに、これでは大変と思われるのか、大体よくできていると思われるのか、そこらについて率直な御意見をお聞きいたしたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

4月から農林水産課に参りましたものですから、まだ現地等十分把握したとは言えませんけれども、太良町は御存じのとおり畜産が主力でございます。粗生産額の大半を占めております。

ただ、先ほど議員御指摘のとおり、家畜の頭数が多いということはその排せつ物も多量に出るということでございます。16年11月の法施行以来、畜産農家におかれましては、町の補助、あるいは先ほど町長答弁いたしました補助事業等を活用し、何とか法に触れないような施設をつくり、あるいは莫大な浄化槽を設置いたしておる現状でございます。その中で堆肥はできるんですけれども、その堆肥自体が需要と供給といいますか、やっぱり作物に投入する時期で堆肥が非常にはける場合と、それからはけない時期が当然あると思います。そのときに雨が降り込んだりなんかした場合に、ちょっと苦情の電話が入ったりというようなことは確かにあっております。その点につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、もちろん、畜舎の衛生管理も十分しながら、その周辺の環境整備を十分配慮しながら、町といたしまして畜産振興の方も推進していきたいと思っておりますので、よりよい方向で今後努めていきたいと思っております。

○10番（田口 靖君）

先ほど町長が報告されましたように、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律というのが平成11年11月に施行されまして、一昨年の11月から完全実施というのが義務づけられておると。こういった状況を踏まえながら平成12年の6月議会に末次議員からも一般質問がっております。そのときには共同堆肥舎の建設を急げという一般質問の内容だったろうかと思っておりますけれども、町長としては堆肥センターの建設というのは困難性はあるけれども、これは太良町にとっては避けて通れない課題だという答弁がなされております。しかし、それからかなりの年月がたっておりますけれども、現実にはそういった堆肥センター的な大型の施設をつくってもですね、なかなかそこに集約して立派な堆肥ができるという状況ではないという現実があるだろうと思います。したがって、何しよったのかということじゃなくて、やっぱり実際に現地を見てみますと、一たん堆肥化ができてでもどうしても処理できないという子牛農家等との需給の関係があって、現実には困っておるという状況なんですね。しかし、最近ではあるブロイラー農家の場合は、長崎県の方からその施設を借りて、その施設の中で何回か切り返しながら長崎県の方に運んで、そこが空っぽになったら今度は次のブロイラー農家のやつも引き取るというところまで現実にされておると。ということは、

やっぱり業者としてそれをどこかに運んで、そして、繰り返し繰り返し、さらに進んだ立派な堆肥をつくって、もちろんそれはかつてはEM菌とかいろんな菌を使って、私のところで販売しているところではキトサンというのを使っておりますけれども、それはにおいがなくなると、そういうこともあって、大々的に堆肥処理の一つの企業が成り立っておると。原料は太良から持ってきているという現実があるものですから、まあやり方によってはそういった堆肥化もできるんじゃないかという感じがいたしておりますけれども、いずれにしても畜産農家の堆肥の状況というのは、後で3点目で触れますけれども、いいので80%ぐらいです、完全堆肥とした場合ですね。一般的に酪農家とか、あるいは肥育農家あたりの堆肥というのは、やっぱり60%か、六十四、五%ぐらいしか堆肥化が進んでいないと、そういうやつを堆肥として直接やれば、逆に健康な野菜はできんだという専門家の意見がございます。そういうことを踏まえてお尋ねしておるわけでございますけれども、やっぱりこのままほうっていっちゃけばですよ、逆に言えば家畜保健所あたりはちゃんと浄化槽あたり見てですね、問題はないという施設の、施設の機能としては、例えば、ある人の場合はニュージーランド製のを持ってきておるけんですね、こういうものを使っているんだということを言えばそれで終わりなんですよ、現実には機能していなくてもですね。しかし、それを放置しておれば、今後このままじゃいかんとじゃなからうかという感じもいたしておりますので、できればトップの方々も現地に行たて、ぎゃんことしてどうしてととがめるんじゃなくて、するしこしても困っておるとい現実をじかに見ていただきたいと、これは私から、ぜひそういうことをしていただきたいということで、畜産農家がううしかつしよるといことじゃなかつですよ。するしこしてもどうにもできずにおるんだという現実を農家の立場で見ていただきたいと、これは要望でございます。よろしく願いしておきます。大体、1点目はそういうことでございますので、よろしく願いしておきます。

○町長（百武 豊君）

議員おっしゃるところであります。プロイラーについては、それぞれの方々がみずから堆肥舎のようなものをつくって処理しておられて、おっしゃったとおり長崎県に持って行ってとかいうことは非常にいいわけですがけれども、がんはやっぱり、一番公害でひどいのは豚であり、次に来るのが牛だと思っております。しかしながら、粗収入の半分は畜産にあるということですから、これはやっぱり取り扱いとしては避けて通れないと、前の質問のことをおっしゃいましたけれども、そのときも申しましたけれども、やっぱり今、牛については農家系統、農協系統は非常に少ないから、午前中も言いましたけれど、佐賀みどりの組合長が来ましたので、うちは畜産が総収入の半分だからこれに取り組んでいきたいと思うと。だから、あなたのところも農協として構えをしてもらいたいと。だから、太良町と農協と畜産について取り組む、牛なんかについてはともにスクラムを組んでやりましょうやと、うちだけではできない部分があると。今言われたようなし尿の処理能力は限られていますから、こういっ

たものについてもやはり町だけでも大変だし、あるいは農協だけでも大変だから、そういった思いが、畜産にかける思いがあるならば、ひとつ農協でも思い立ってほしいというようなこともかねがね申しておりますから、しかし、その点がどのような答えを出させるか知らんけれども、うちは畜産には組みたいという思いがあるから、あなたのところも畜産家は、非常に牛なんかは本当に少ないんだと。これからは協調してやっていきたいと思うから、ぜひ力を入れてほしいと。この間、畜産の総会があったときにも、半年ぐらい前か、農協の畜産の部長をしとったから、佐賀みどりの農協で畜産に取り組む、特に牛に取り組む姿勢はどうなんだ、発表してくれと言ったら発表できませんでした。そしたら、後で聞いたら、後から来ますからと言ってまだ来ない。あの部長、何しよるかこの間組合長に言うたばってんですね、そのようなことでは太良町の畜産は生き残りはできないから、ぜひ農協もこれには力をかけてほしいということを強調しておりますから、これからもやっていかねばならないと、そう思っております。やっぱり畜産は太良町の今度はミカンに次いで支えていかねばならないと。そして、伊万里牛に追いつけ追い越せ、そして、いい意味の競争をしてさらに佐賀牛のイメージアップをやりたいと、こんな思いであります。

それから、11月14、15日と秋田県と青森県に、全市町村の首長たちが視察をしましたけれども、青森の十和田湖のある町ですけれども、ここで視察をやって、お昼に道端の食堂に行ったら4人構えでテーブルで焼き肉があった。めっちゃうまかったもんだから、脂がなくてですね、こんなに柔らかいのは初めて食べたと思ったから、そのまま厨房に行って、あれはどこの肉だと聞いたら八甲田山の牛ですよ。しかし、あんなに脂がなくて柔らかいのは初めてだから、牛のどこの部分だと言ったら肩のロースと言いましたからね、翌日は諫早に行く機会があったから2軒から肩ロースを買ったけれども、とても青森には勝たなかったと、まず脂があったと。それから、この間は鹿島から柔らかいのがあったよと言って買ってきたら、これはまた、柔らかいのは確かに柔らかいけど、脂があって健康的にはよくないと思っておりますから、脂のない、健康にもいいような牛を太良町で育ててもらえればいいなと、こんな思いがあります。カルビなんかはうまいけれども、脂べたべたですもんね、健康にはよくないということはわかっておりますから、体にも悪くない部分を多く出してもらえるような牛のあれをやってもらいたいなという思いがありますから、やっぱり牛にしても、豚にしても、あるいはブロイラーにしても、こういったものは育てていかねばならないという思いはいっぱいございますので、議員さんたちの知恵もかしていただければいいと、こんなに思っております。

ただ、し尿の堆肥化処理については今申し上げたことで、大きな決断を場合によっては太良も、あるいは農協もしてもわからないと十分なるそういった排せつ物の処理はいかがなものかなと考えておるところです。

○10番（田口 靖君）

じゃあ、2点目に入りますけれども、これは若干拡大してきましたけれども、「荒れミカン山、牛放牧で草地に」ということで朝日新聞に載った記事でございますが、さっき申しました、九州地区の放牧現地研修会というのが今里であってですね、そのときの模様がこういった形で報道されております。皆さんが見やすかろうと思って、新聞にぎん太う載ったわけじゃなかばってんが、拡大しておりますが、ここに書いてあるのはですね、県の畜産技術連絡協議会というのが、今年度から佐賀構築連携放牧推進プロジェクトを立ち上げて取り組んでおって、こうだ、こうこうこうだということで、今里の堀さんのところを今後の県の先進事例として積極的に取り組みたいという記事でございますが、しかし、ミカン園の荒廃園を農業委員会であっせんするというお話がありましたけれども、堀さんにしろ、牛尾呂の上滝さんにしろ、自分のうちの牛小屋のすぐ近くだと、荒れたミカン園がですね。だから、十分機能しておると思いますけれども、場所をかえたときにはかなり牛自体の熟練というか、いろんな問題があるだろうと思います。それから、今度は近くに人家があった場合は夜中に牛が吠えたりなんたりするあれもありますから、承諾を得るのがなかなか現実的には難しいんじゃないでしょうか。そいけん、場所によりけりですたいね。だから、実際に推進される場合は農業委員会にしろ、農林水産課にしろ、土地改良にしろ、横の連絡をとりながら、そして、ここないばできやせんかなというのを推進するという形をされんと、逆にやったためにうーごとしたということについては十分注意してやっていただきたいと。

それから、さっき町営キャトルステーションといった計画にちょっとかかわるような説明がございましたけれども、その将来構想というやつですね、将来構想を簡単にお願いたいのと同時に、木下議員とかほかの議員からも出ておりましたように、土地改良区がせっかくスプリンクラー施設もあるんだと、地形的にも必ずしも悪くないと、そういう状況につきましては、むしろ、エコファーマーステーションと形をかえればですね、そういった形を主にして野菜等の、それも大々的にはできんでしょうけれども、モデル的にどこかをやって、これいくつたいということであれば野菜等でも取り組まれたらどうだろうか。場合によっては高田さんが会長しとんさつとの、あれは何ですかね、元の寿会館のシルバーあたりがいろんな仕事を、庭木の剪定とか、町道の草払いとかしよんさぎですね、おどんが仕事ばおとってという業者もおんさるらしかですもんね。そういう競合を避けるためにもそういう仕事をモデル的にされたらいいんじゃないでしょうかと思っておりますので、そういう考えはどうでしょうか。

○町長（百武 豊君）

後先になりますけれども、足らざるところは高田が言うと思いますけれども、酪農については新米の課長は高田だけど、これは非常に熱心です、勉強家でもあるし、私は買っております。それから、幸いそれを補佐する山崎政道、これも牛気違いと言っていいほど一生懸命です。なぜかという、私も認めているけれども、牛の農家の方が山崎さんはいつも何か言

うとすぐ飛んできてくれると、牛好きといたしますか、間違いと言ったのは誤りかもしれませんが、なかなか一生懸命やっているのは事実ですから、こういったのがおあって、やっぱり太良の酪農をどんどん進めていきたいと思っていますから、彼を、やる気のあるのを利用したいと、こう思っておりますけれども、そのような思いであります。

それから、あとは最初に言いましたように高田から。

○農林水産課長（高田由夫君）

キャトルステーションにお尋ねだったと思いますので、その件についてお答えします。

実は、キャトルステーションにつきましては、JR振興策の中の一つの項目ということでうちの方で上げております。実際、キャトルステーションのシステム的には、子牛の4カ月齢以上を出荷前まで、大体9カ月か10カ月で出荷しますので、それまで牛小屋をつくって、預かってそういうキャトルステーションと、運営自体が農協になるのか、町営になるのか、まだこれは構想の段階でございます。構想の段階でございますけれども、畜産農家の方も高齢化して子牛がいたら労力も相当かかりますので、そういう労力の軽減にも子牛を預かればなります。それから、いずれキャトルステーションから今度は、先ほど町長も申しましたけど、太良牛、太良の牛の肉を売るような肥育牛舎をそれに併設いたしまして、いずれは地元で、今は他町で肥育農家が太良の牛を飼っていただいて、太良牛ということで子牛は評価をいただいておりますけれども、太良町でも肥育牛を生産していきたいというような構想であげておる次第でございます。

○10番（田口 靖君）

構想だということですが、大体、面積的にはどれくらい、将来的にですよ。まして子牛の飼育から肥育牛というふうになれば、事業費等は将来構想として、面積的にどれくらい考えておられるのかですね、まだわからない場合はわからないでよかですけども。

○町長（百武 豊君）

子牛を肥育するには場所は要りませんが、町有林でまだ幼木といいたいまいしょうか、二、三十年しかたないところも30町ほどあります。ここは5町ほどは裸地でございますので、すぐ放牧はできるという可能性は持っております。そして、二、三十年生の木はいわゆる間伐をやって、そして、夏は間伐があった日影に牛が抱えて進めるという利点もあるのかなと考えております。

あと一つは、母牛に種かけたところを自然分娩させるところは、ここだということはまだ予定地はしておりませんが、できれば例の産廃で滞っております6町2反か5町2反か、あそこを買ってくれということであれば、周りは町有林ですので適地かなとも思っておりますけれども、売ってくれと言えば高いから、まだ様子を見ておりますけれども、これだけ民有林も買いましたし、場合によっては県有林もありますから、県有林で適当なところがあると、知事に話して貸してくれと、利用させてくれというような手もあるんだなと、こん

な思いをいたしおるところであります。

○10番（田口 靖君）

さっき、荒廃園のことをちょっと触れましたけれども、大浦土地改良区の荒廃園の有効活用につきましては皆さん方御承知のように、佐賀西部コロニーさんがミカンを何人さんか、前、引き取って、約3町5反から4町ぐらいと思いますけれども、今、海水ミカンということで盛んに宣伝をされております。ああいった形も一つの有効活用としては、必ずしも荒廃園じゃなくて、しきらんというようなこともあって手放されたんじゃないかなろうかと思えますけれども、したがって、幸いミカン園のまま継続されたという有利性もありますが、ただ、これから先、ああいう形で引き取るためには、やっぱりかなりの人的体制と資金力というのが必要になってくるわけですね。そういう意味ではコロニーさんというのは動員体制も十分だろうし、それから理事長自体がああいった知恵者ですから、いろんなアイデアも出されて海水ミカンとして中央でも注目されておるといことでございますが、そういった形のグループの発掘というか、やってみるかというようなあっせんあたりも、むしろ、牛の放牧よりも廃園等についてはそちらの方が広がる可能性があるんじゃないかなろうかという感じがいたしておりますので、そういった取り組みをぜひ町長の指示のもとに関係課が協議して、そして大浦土地改良区の人たちとも十分協議して、どこにどうするという詰めの話を進めていただいたら幸いじゃないかなろうかと思えます。そういった構想についてはどうでしょうか。

○町長（百武 豊君）

答弁が当てはまるかどうかわかりませんが、放牧地にはやはり牛そのものが入りますから、これを高齢者牛だけで対応できるのかどうかわかりませんから、これについてはお金持ちの方も町と言わず、よそにもいращやるから農協の組合長に言ったのは、共同でひとつ牛の資金提出者を募集しましょうやと、そして、株にかけても損するか、もうけるかわからん、牛についてももうかるか損するかかわからん、かけですけども、ひとつ投資する人はいませんかと、600千円から700千円の牛を育てて、そういったことを募集してやったらどうであろうかと、あるいは巨額の金を投じて町の牛をやるのもいいとしても、いずれかの方法をとったらどうだろうかと農協の組合長にも提案は一応してありますが、そういうときは頼むよと言っております。

それから、土地改良あたりの荒廃園については、先ほど言われたように電さくも牧さくもやはり逃げると危ないという面もありますけれども、より強固なやつをしていかないと、やっぱり心配する人も多いだろうと思えますが、まあ牛については割合に男でなければ角を使わないから温厚な牛が育つんじゃないかと、まずおとなしいような気もします。やっぱり私どもは小学校4年生からうちには豚もおったし牛もおった。毎日の日課は草のあるところに牛を引いて行って、夕方帰ってきてから牛を自宅に戻すというのが私の仕事でしたから、やっぱりそういうものには興味がありまして、何かうまい方法があれば、今議員おっしゃった

ように、担当課等々と計画を立ててよりよきものを仕上げていければいいと。ただし、仕上がった場合にもどうしても予算の肉づけが要りますので、そういうときは皆さんにも御理解、御協力をいただいて、それが事業の推進につながれば非常によろしいと、こんな思いをしております。

○10番（田口 靖君）

それから、牛の放牧については和牛改良組合の組合長としては、やっぱりそれなりに施設費が要るもんですから、今後、普及する場合は県の助成措置に呼応して、県が3分の1か助成しとるらしかですもんね。だから、そがしことは言わんばってんが、若干の助成をお願いしたいということですから、それは答弁は要りませんが、そういう要望があったということをお伝えしておきます。

それから、最後に学校給食についてお尋ねしておりますのは、これはある新聞で報道されて、生ごみ先生のおいしい食育ということで、これは長崎県の普及技術員を経て、今、長崎県で本格的な大地と命の会という有機農業の研究会をつくって、長崎県に限らず、佐賀県でも相当入ってこられておるし、県の教育委員会等にも足を何遍でも運ばれたと思いますけれども、吉田俊道さんという方が、やっぱり本格的な、実際に学校給食の食べかすじゃなくて、食べかすも含めてでしょうけれども、給食センターで根っこかなんとか出るじゃなかですか、一番うまい外側というか、それをその日のうちに、まだ生き生きしとるうちに米ぬかとまぜてですね、生きたまま発酵させるというあれをつくって、そしてそれをじかに畑に置いてですよ、そして何人かでビニールか何かでかぶせて、本当の意味での土づくりをして、そして子供たちに実践させておると。そうすると、ニンジンが好かんとか、ピーマンが好かんと言いよった連中が、うまさが全然違うというわけですよ。甘かというわけですね。だから、それを食べさせて、もちろん自分たちがつくったという喜びもあるでしょうけども、とにかく食べ嫌いをせんし、ちゃんと食べてしまうというのをずうっと長崎県がほとんど指導しよんさっわけですたいね。だから、うちの場合は先ほど申しましたように、そういった芋をつくってみたり、米をつくってみたり、それから海でも何遍でも足を運んで、そういった食育についてはかなり子供たちというのは関心が進んどるけんですよ、それをぜひやっていただきたいということで、どっちかといえば食育の基本だろうと思いますね。と同時に、それをしてもらえれば畜産農家についても、ぎゃんしてすばらしか堆肥のでくっぎにゃあ、もっとうまかとのでくっばいという形で連携したPRがでくっちななかろうかと。その原点、拠点というか、拠点活動を学校現場であれしてもらえれば、行く行くはたらふく館あたりも来年3月に道の駅になってくっですから、駐車場にすぐせんでも、そこにそういった体験の場をつくってもらえれば、そのためによそからお客さんが来てですよ、ここは駐車場ですけん、どぎゃんもされんというときは、それこそ大浦にきでん、どがしこでん土地のあっけんですな、それから広域農道も整備さるっぎにゃあ、まだよかところもあるはずですから、そい

う広がりを持った活動の展開の拠点に教育委員会の方で積極的に取り組んでいただきたいということもあって、いつか荒田さんが給食センターの所長のときにでも、積極的な取り組みと聞いたばってんが、何でぎゃんとば、おいが聞くとおもうて何もしよらんと彼らは言うたどばってんが、実際にはそれだけの実績があるけんですよ、ぜひ原点運動になるような活動をお願いいたしたいと思いますので、教育長の意気込みと、最後にそういった意味での積極的な取り組みの姿勢を町長にお尋ねいたしたいと思います。

○教育長（陣内碩泰君）

聞いているだけでも非常にわくわくするような、非常に魅力的な御提言だというふうに思います。私どもは体験活動というものを非常に重視しております。豊かな人間性の育成、体験活動、あるいは感動体験ということ非常に重視をですね、とりわけこの農業体験というものは極めて重要ではないかということで、各学年とも何らかの農業体験を実施しているところがございますけれども、その土づくりから本当に農家の人と同様な思いを持って、土づくりからやるということまでは実際言ってやっていないわけですね。しかし、そういうことに堪能なお方の御指導等があれば案外できるんじゃないかなという思いもありますので、田口議員あたり、そういう点では非常に専門家でもいらっしゃいますので、気軽に学校にお出かけいただいて積極的に御指導いただければ、そういうことは案外容易にできるんじゃないかなというふうに思っております。

今のところ、3年生が総合的な学習の時間で野菜をつくろうという活動を展開しております。例えば、ナス、キュウリ、トマト、ピーマン、カボチャ等を育てているんですね。ですから、例えば、3年生あたりをまずはそういう体験をやらせてみるということも案外できるんじゃないかなというふうな気はいたします。ただ、多良小学校も大浦小学校も——大浦小学校の方は向こうの方に、道路沿いにちょっとした園がありますけれども、学校の畑というような大層な面積のものはないんですね。ですから、一時は遠く離れたところに畑を借りまして各学年仕分けして、そこで農業体験をするということをやらせておりましたけれども、何せ遠いというところもありますから、時間も限られているということもございますので、そういうもろもろ、一遍にはできないでしょうけれども、できるところからやっていくということであればできるんじゃないでしょうか。ゲストティーチャー、あるいはボランティアティーチャーとして積極的に農家の方々に御協力いただきながら、そういうことも進めていければいいなというふうに思っております。

以上です。

○町長（百武 豊君）

今おっしゃったことは、いずれ日本は食料不足が来ると言われていますから、自給率アップが言われておりますから、国策にも沿うことだから、これはもう絶対食料不足を避けるためにも今の政策等については、できる、できないは別として真剣に考えていくべき課題だと、

このように思っております。

○10番（田口 靖君）

せんだって、太良高校の創立30周年の記念式典というものに皆さんと一緒に参加させていただきましたけれども、そのときに式辞の中で東島校長は、太良高校の校歌の作詞家、吉田瑞穂先生の児童文学者としての郷土への深い思いに触れられまして、太良町の山あり、海あり、川あり、この美しい自然環境への愛情というか、郷土愛への心情に改めて思いをめぐらしてほしいということを生徒たちに訴えられました。30周年だから特にそのことを強調されたわけでございますけれども、我々はさっき豚も太良産という話がございましたけれども、この太良にこだわった自然環境を守るという視点からも、有機の里づくりというのは新たに取り組む福祉と健康のまちづくりの出発点じゃなかろうかと思っておりますので、ここでやっぱりやればできるという実践を一定の期間を区切りながらやっていただきたいということを御期待いたしまして、私の質問を終わりますけれども、先ほど教育長が言われましたように、吉田先生は現地に来て、やり方からなんから、子供たちにわかるように説明していただいて、しかも無料で来られますので、4校の担当者あたりと日程を組みながら有機農業に取り組まれる方々も含めて、たらふく館とも連絡をとって、いつかそういう機会をつくりたいという気持ちもありますので、積極的に取り組んでいただきたいということをお願いし、期待して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。お疲れさまでございました。

午後 3 時 15 分 延会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 見 陣 泰 幸

署名議員 坂 口 祐 樹

署名議員 浜 崎 敏 彦